

第1部 ミャンマーの会社法

第1章	総論	7
第1節	はじめに	7
第2節	会社の種類	7
第2章	設立手続	9
第1節	会社の設立	9
第2節	定款	14
第3節	その他	16
第3章	株式	18
第1節	株式	18
第2節	株主名簿	19
第3節	株式の譲渡	20
第4節	ワラント	21
第5節	分割・併合等	22
第6節	株式の割当て	22
第7節	自己株式の取得・減資	24
第8節	目論見書	26
第9節	株式の権利の変更	29
第4章	機関	29
第1節	株主総会	29
第2節	取締役	37
第3節	取締役会	49
第4節	監査人	51
第5章	計算書類等	55
第1節	計算書類、会計帳簿	55
第2節	計算書類等の監査・監督	57
第3節	利益の配当	59
第6章	解散・清算	60
第1節	解散の種類	60
第2節	解散における持分権者及び取締役の責任	60
第3節	裁判所による解散	60
第4節	任意の解散	62
第5節	裁判所の監督に基づく任意解散	64
第7章	雑則	64
第1節	組織変更等	64

第2節 書類及び書式.....	66
第3節 登記事務所及び登記料金.....	67
第4節 訴訟.....	68
第8章 罰則.....	68

第1章 総論

第1節 はじめに

ミャンマーの会社法は、The Myanmar Companies Act (1914) (以下「会社法」という。)、その下位規範として、清算手続の詳細について定める The Myanmar Companies Rules (1940) (以下「会社規則」という。)¹及びミャンマー政府資本との合弁会社に関して規律する Special Company Act (1950) (以下「特別会社法」という。)によって構成されている。本報告書では、これらのうち、会社法と会社規則を調査の対象としている。

会社法の制定は、イギリス統治下の1914年である。当時ミャンマーは、イギリス領インドの一州であったため、1908年イギリス会社法を基礎とした1913年インド会社法を継受して、会社法が制定された。その後、会社法については、1929年イギリス会社法の改正を受けた1936年のインド会社法の改正に倣った改正がされた以降、イギリス会社法の改正の動きを模倣することはされず、独自の限定的な一部改正が数回行われたにすぎない²。

このため、ミャンマーの会社法は、比較法的にみても、極めて古い時代の会社法の要素をいまだに有したままの状態となっているといえる。例えば、ミャンマー会社法には、合併等の組織再編の定めはない。

第2節 会社の種類

会社法上の会社の種類は、社員の責任の形態に応じた分類、株式の譲渡制限等の有無に応じた分類及び外国投資家が持分を有するか否かに応じた分類の3つによって説明することができる。

¹ 主に外国会社等が届出をする際に使用すべきフォームの様式などについて定めた The Myanmar Companies Regulations (1957)も存在する。

² 調査において判明した1955年以降の会社法の改正は、以下のとおりである。

- ① 1955年の Act No. XXIII of 1955 による改正：外国会社に関する規律の追加等
- ② 1959年の Act No. XLVIII of 1959 による改正：ミャンマー政府が持分を有する会社に関する監査等の規律の追加
- ③ 1989年の改正：罰金の金額変更
- ④ 1991年の改正：会社法26条(5)に関する改正

第1 責任の態様による分類

- ① 有限責任株式会社 (companies limited by shares) (会社法 5 条(i))
株主の責任が、基本定款により、株主が保有する株式のうち未払いの金額に限定される会社である (なお、払込済みの金額は当然会社の責任財産となる。)。実務上利用される会社形態は、ほとんどの場合において有限責任株式会社である。
- ② 有限責任保証会社 (companies limited by guarantee) (会社法 5 条(ii))
社員の責任が、会社の清算の際に拠出する額として基本定款に定められた金額に限定されると規定されている会社である。有限責任保証会社には、株式資本が存在するもの (having a share capital) と株式資本が存在しないもの (not having a share capital) とがある。
- ③ 無限責任会社 (unlimited company) (会社法 5 条(iii))
社員の責任を限定しない会社である。

第2 株式譲渡制限等の有無による分類

- ① 公開会社 (public company) (会社法 2 条(1)項、同条(13A))
下記②で説明する非公開会社以外の会社である。ミャンマーでは、証券市場が未発達のため、公開会社の数は、極めて限定的であり、厳密な統計が存在しているわけではないが、20 数社程度にとどまるといわれている。
- ② 非公開会社 (private company) (会社法 2 条(1)項、同条(13)項)
非公開会社とは、以下のいずれの要件をも満たした会社である。
 - 株式の譲渡に制限が付されていること (譲渡制限の態様について明確な定めはないが、譲渡について取締役会の承認を要すると付属定款に記載することが一般的である。)
 - 株主数が 50 名以下 (但し、会社に雇用されている者を除く。) であること (株式を共有している者が複数いても 1 名として数えることとされている。)
 - 会社の株式又は社債の公衆に対する募集を禁じていること

上記のとおり公開会社の数が極めて限定的であるため、ミャンマーではほとんどの会社が非公開の有限責任株式会社である。

第3 株主の国籍による分類

- ① 内資会社 (Myanmar company) (会社法 2 条(1)項、同条(2A))

ミャンマー国籍の者のみによって保有され、かつ、支配されている会社は、「内資会社」とされ、外国会社特有の規制の適用を受けない。

② 外国会社 (foreign company) (会社法 2 条(1)項、同条(2B))

内資会社又は特別会社法によって設立された特別会社 (Special Company) 以外のミャンマーで設立された会社及びミャンマー以外の国で設立された会社でミャンマーに事業拠点を有するものは、「外国会社」とされ、営業許可証の取得等の外国会社特有の規制の適用を受ける。

会社の持分権者に 1 人でも外国人又は外国法人が含まれていると外国会社になることと、ミャンマーに事業拠点を有する外国で設立された会社も「外国会社」の定義に含まれ、同様の規制に服する点が特徴である。

第2章 設立手続

第1節 会社の設立

ミャンマーにおいて会社が事業を行うには、会社法に基づいた登記をする必要がある (会社法 4 条(1)項)。また、外国会社の場合には、上記第 1 章第 2 節第 3②で述べたとおり、営業許可証の取得も必要となる (会社法 27A 条)。

外国で設立された会社が、現地法人を設立せずにミャンマーにおいて事業を行う場合には、支店の設置について営業許可証の取得及び会社登記を行うことが必要になる。

第1 最低資本金

ミャンマーで会社を設立する場合の最低資本金は、国家計画・経済開発省投資・企業管理局 (Ministry of National Planning and Economic Development, Directorate of Investment and Company Administration) (以下「DICA」という。) の命令によって指定されており、製造業 (並びに建設業及びホテル業) の場合には 100 万チャット、商業の場合には 50 万チャット、サービス業の場合には 30 万チャットとされている。

資本金が外貨建ての場合にはそれらの相当額となるが、2013 年 1 月現在、外国会社の便宜のため、製造業 (並びに建設業及びホテル業) の場合には 150,000 米ドル、サービス業の場合には 50,000 米ドルとする運用が行われている。(なお、商業については 2013 年 1 月現在、外国会社の設立申請が認められていないため不明である。)

また、外国会社の支店の場合にも、同額の最低資本金が要求される。

第2 最低株主数

非公開会社の場合には2名以上、公開会社の場合には7名以上の株主が必要である（会社法5条）。会社の株主数が最低株主数を下回り、株主がそれを認識しつつ、会社が6か月以上業務を行った場合、当該株主は、当該期間中の契約に基づき負担した債務について個別に支払義務を負う（会社法147条）。

第3 設立手続の概要

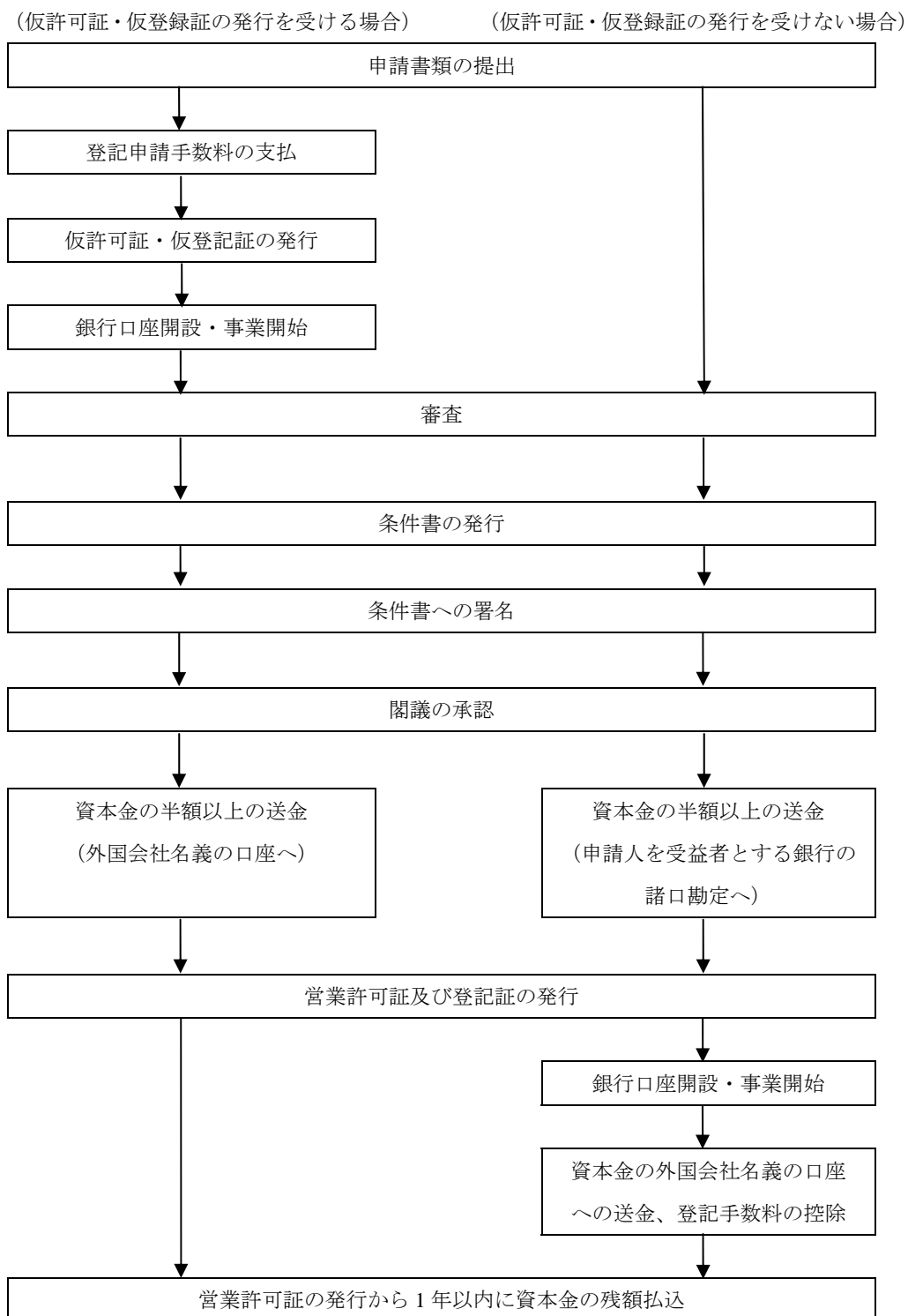
営業許可申請及び設立登記申請は、DICA に対して行う。

外国会社の場合、以前は設立登記の申請を行う前に営業許可証を取得する必要があったが、現在の実務では両者につき同時に申請することができる。

なお、外国投資法に基づく投資保護を受けたい場合には同法に基づく投資許可証を、経済特区において事業を行う場合には経済特区法に基づく事業許可証を、金融業、観光業、又は家屋賃貸業・ホテル業を営む場合にはそれぞれ関連事業許可を、それぞれ営業許可申請の前に取得しておく必要がある。

2013年1月現在における営業許可申請及び設立登記申請の手続の流れを図示すると、概ね以下ようになる。この流れは会社設立の場合のみならず、外国法人の支店設置の場合も同様である。

なお、設立手続の実務的取扱いは当局により随時変更される可能性があるため、実際の手続遂行に当たっては、最新の実務を確認する必要がある。



上記の流れについて説明すると、上述のとおり、(外国会社の場合の) 営業許可申請と、設立登記申請は、現在の実務では同時に行われる。

また、現在の実務では、正式な営業許可証の発行や設立登記が行われる前に、発行から6か月間有効な仮許可証 (temporary) 及び仮登記証 (temporary certificate) の発行

を受けることが可能である。(上記図の左側の流れとなる。)そして、仮許可証及び仮登記証の発行を受けることにより、直ちに銀行口座の開設や事業を行うことが可能となる。仮許可証及び仮登記証の発行を受けるには、申請書類の提出後、まず登記手数料を支払う必要がある。登記手数料は、2013年1月現在、外国会社の場合には2,500米ドル、内資会社の場合には1,000,000チャットである。

なお、従前どおりに仮許可証及び仮登記証の発行を受けずに正式な許可証及び登記証の発行を待つことも、2013年1月現在では可能である。(上記図の右側の流れとなる。)

DICAは審査の上、設立を認めようとする場合、設立条件が記載され確認欄が設けられた条件書(Condition Letter)を発行する。確認欄に署名済みの条件書もDICAに提出する必要がある。

その後、DICAは、閣議の最終承認を得てから、営業許可証及び登記証を発行する。

外国会社は登記完了前に、資本金の半額以上を銀行口座に送金して、その送金伝票をDICAに提出する必要がある。

仮許可証・仮登記証の発行を受けていない場合には、いったんDICAの指定銀行口座に資本金の半額以上を送金する。そして、営業許可証及び登記証の発行後に、外国会社名義の口座を開設し、DICAの指定銀行口座に保管されていた資本金が外国会社名義の口座へと送金される。送金時に送金銀行によって登記手数料が控除される。

なお、資本金の残額分については、条件書において、通常、発行日から1年以内に払い込むことが条件とされる。

第4 申請書類

会社設立の場合の営業許可申請及び登記申請に当たって、DICAから一般的に提出が要求される書類は、2013年1月現在、以下のとおりである。

なお、必要書類は当局の運用により随時変更される可能性があるため、実際に手続を行うにあたっては最新の情報を確認する必要がある。

1. 会社設立の場合

(営業許可申請)

- ① 申請書(カバーレター)(1,000チャット分の印紙貼付)
- ② 申請書フォームA 2部
- ③ ミャンマー国内における予定事業一覧
- ④ 当初資本金払込誓約書
- ⑤ 各個人株主及び法人株主の銀行残高証明書

- ⑥ 各個人株主及び取締役の国民登録証（NRC）又はパスポートの写し
- ⑦ 基本定款及び附属定款の写し
- ⑧ 法人株主の取締役会議事録

（登記申請）

- ① 基本定款及び附属定款（200,000 チャット分の印紙貼付）
- ② 登記宣言書（会社法 24 条(2)項）
- ③ 登録事務所通知書
- ④ 正式版宣言書（The Myanmar Companies Regulations (1957) 6 条）（提出された英語版とミャンマー語版の書類のうちいずれが正式版かを述べる書類）
- ⑤ ミャンマー国内における予定事業の一覧
- ⑥ 翻訳証明
- ⑦ 取締役一覧（フォーム 26）
- ⑧ 各個人株主及び取締役の国民登録証（NRC）又はパスポートの写し

2. 外国法人の支店設置の場合

（営業許可申請）

- ① 申請書（カバーレター）（1,000 チャット分の印紙貼付）
- ② 申請書フォーム A 2 部
- ③ ミャンマー国内における予定事業一覧
- ④ 本社の銀行残高証明書
- ⑤ 本社の直近 2 年分の年次事業報告書及び監査済財務書類（公証及び母国政府の担当官による証明を要する。）
- ⑥ 当初資本金払込誓約書
- ⑦ 本社の基本定款及び附属定款（公証及び母国政府の担当官による証明を要する。）
- ⑧ 設立手続に関する任命書又は委任状（公証及び母国政府の担当官による証明を要する。）
- ⑨ 本社の取締役会議事録
- ⑩ 受任者の国民登録証（NRC）又はパスポートのコピー
- ⑪ 本社の取締役一覧

（登記申請）

- ① 本社の基本定款及び附属定款（公証及び母国政府の担当官による証明を要する。）

- ② 登記宣言書（会社法 24 条(2)項）
- ③ 登録事務所通知書
- ④ 正式版宣言書（The Myanmar Companies Regulations (1957) 6 条）（提出された英語版とミャンマー語版の書類のうちいずれが正式版かを述べる書類）
- ⑤ 翻訳証明
- ⑥ 報告誓約書
- ⑦ 連絡先通知書（フォーム 18）
- ⑧ 設立手続に関する任命書又は委任状（公証及び母国政府の担当官による証明を要する。）
- ⑨ 本社の基本定款及び附属定款のミャンマー語訳
- ⑩ 本社の取締役一覧
- ⑪ 受任者の国民登録証（NRC）又はパスポートのコピー

第2節 定款

会社の定款には、日本の会社法とは異なり、基本定款（Memorandum of Association）と附属定款（Articles of Association）の2種類が存在する。

第1 基本定款（Memorandum of Association）

基本定款の内容は、会社法上、有限責任会社、保証責任有限会社及び無限責任有限会社のそれぞれに関して別個に規定されており、内容がそれぞれ異なるものの（会社法 6 条から 8 条まで）、いずれも商号、登録事務所、事業目的等が法定の記載事項とされている点では共通している。なお、商号については、登録済み商号又は登録済みの商号と類似した商号は原則として登録することはできないとされている（会社法 11 条(1)項）。

利用頻度の高い有限責任株式会社の基本定款の法定記載事項は、以下のとおりである（会社法 6 条）。

- ① 商号（末尾に **Limited** を付さなければならない）
- ② 登録事務所の所在地（ミャンマー国内でなければならない）
- ③ 事業目的
- ④ 株主の責任が有限であること
- ⑤ 登録予定の株式資本額及び1株当たりの金額
- ⑥ 基本定款上の発起人が1株以上引き受けること
- ⑦ 各発起人の氏名及び引受株式数

定款の変更については、会社の主要目的との関係で付随的・従属的な性質の事項（経営者や経営管理者の選任等）を除いて、会社法所定の手続によってのみ定款の変更が可能とされている（会社法 10 条）。

商号の変更には、特別決議（special resolution）と大統領の許可が必要とされている（会社法 11 条(4)項）。

基本定款の事業目的の変更については、会社法 12 条(1)項所定の理由（事業の効率化を図るため等）がある限り、特別決議及び裁判所の確認を条件として、変更が可能とされている（会社法 12 条(1)項）。

また、新株の引受け又は責任の増加を伴うような変更の場合には、各持分権者は、書面で同意した場合を除き、変更に拘束されないとされている（会社法 20A 条）。なお、この規定は、以下で述べる附属定款についても同様に適用される。

第2 附属定款（Articles of Association）

附属定款に関しては、会社法に添付されている The First Schedule の Table A に、附属定款のサンプルが規定されており、この Table A に記載されている条項を適宜修正しながら利用することが可能である。逆に、Table A を修正・除外しない限り、Table A の内容が附属定款の内容として効力を有することとなる（会社法 18 条）。

Table A の以下の規定については、いかなる場合も強制的に附属定款に同様の（identical）規定が定められているものとみなされるとの規定が存在する（会社法 17 条(2)項）。

- ① 総会議長の休会権限（Table A 56 項）
- ② 総会委任状の登録事務所への預託（同 66 項）
- ③ 取締役会の会社経営権（同 71 項）
- ④ 取締役のローテーション（同 78 項、同 79 項）
※ 78 項は、公開会社及び公開会社の子会社である非公開会社にのみ適用される。
- ⑤ 取締役の欠員の補充（同 81 項、同 82 項）
- ⑥ 配当決議（同 95 項、同 97 項）
- ⑦ 取締役会による構成員の会計帳簿検査権の規律（同 105 項）
- ⑧ 損益計算書の作成方法（同 107 項）、構成員への通知方法（同 112 項から 116 項まで）

なお、附属定款の変更は、特別決議によって可能である（会社法 20 条）。

第3 基本定款及び附属定款の作成言語

基本定款及び附属定款は、ミャンマー語と英語の両方で作成する必要がある（会社法9条(a)、19条(a)）。

第4 Table A

上記のとおり、会社法では、**The First Schedule** の **Table A** に、附属定款のサンプルが規定されており、この **Table A** に記載されている条項を適宜修正しながら附属定款を作成することが可能である。**Table A** は、主に株式や資本等に関する事項（**Table A** 3項から44項まで）、株主総会・取締役（会）等のガバナンスに関する事項（同45項から94項まで）、配当や計算等に関する事項（同95項から111項まで）で構成されており、その他の諸規定もあわせると合計116項に及ぶ規定があり、それぞれにおいて、サンプルとなるような規定例が記載されている。なお、上記のとおり、その内の一部の規定に関しては、強制的に附属定款において同様の規定が定められているものとみなされる（会社法17条(2)項）。

各規定の内容は、会社法本体に定められている内容をより詳しく補充する形で記載されているものが多い。その内容に関しては、必要に応じて、以下の各関連項目の記述において触れることとする。

第3節 その他

第1 登録事務所

会社は、その事業を開始した日又はその設立の日から28日のいずれか早い日に、全ての通信及び通知がされる登録事務所を開設しなければならない（会社法72条(1)項）。登録事務所の場所については、会社設立から、設立後場所が変更された場合には、変更された日から28日以内に、登記官吏（Registrar）に通知しなければならない³（同条(2)項）。なお、「登記官吏」とは、会社法上の会社の登記義務を履行する登記官又は登記補佐官のことである（会社法2条(15)項）。

第2 商号等

1. 登録

³ 財務諸表における登録事務所の住所の記載は、同条による通知義務の充足とはならない（同条(3)項）。

(1) 有限責任会社の商号

有限責任株式会社及び有限責任保証会社の商号には、末尾に **Limited** を付す必要がある（会社法 6 条(1)項(i)、7 条(1)項(i)）。

(2) 類似商号の禁止

既に登録されている会社の現商号と同一であるか又は類似し誤認を生じさせるおそれのある商号は登録することができない。但し、当該既存の会社が解散手続中でありかつ登記官吏の定める方式により同意している場合は例外的に登録可能となる（会社法 11 条(1)項）。

既に登録されている会社の旧商号と同一であるか又は類似し誤認を生じさせるおそれのある商号は、登記官吏の認可があれば登録可能となる。

(3) 公的用語の禁止

以下の語を含む商号の登録は禁止される。但し、大統領の許可を得た場合は例外的に登録可能となる（会社法 11 条(3)項）。

- ① **Crown**、**Emperor**、**Empire**、**Empress**、**Federal**、**Union**、**Imperial**、**King**、**Queen**、**Royal**、**State**、**Reserve Bank**、**Union**、**President**、その他英国王、英国政府機関又はミャンマー政府機関を想起させる語
- ② **Municipal**、**Chartered**、その地方政府機関を想起させる語

2. 公示

(1) 商号の公示

有限責任会社は、商号に関して以下の義務を負う（会社法 73 条）。

- (a) 事業を運営している全ての事務所又は場所の外側の人目につく位置に、商号を容易に読解可能な英語の文字で印字すること⁴
- (b) 会社印（**seal**）に読解可能な文字で商号を彫ること
- (c) 取引書類等⁵について読解可能なミャンマー語の文字で商号を付与すること。

⁴ 登録事務所が高等裁判所の普通民事裁判権（**ordinary original civil jurisdiction**）の範囲外に位置する場合には、当該場所の現地語の文字で商号を印字しなければならない。

⁵ 明文上は、すべての住所付請求書（**bill-head**）、便箋（**letter paper**）、通知書（**notices**）、広告（**advertisement**）、公式出版物（**official publication**）及び為替手形（**bill of exchange**）、海外送金書（**hundis**）、約束手形（**promissory note**）、裏書（**endorsement**）、小切手（**cheques**）その他会社が又は会社のために署名された支払い又は製品

有限責任会社が商号の印字義務に違反した場合には、違反状態が継続する期間中罰金が科され、また、当該違反につき悪意 (*knowingly and willfully authorizes*) の会社の役員 (*officer*) (「役員」とは、取締役、経営代理人 (*managing agent*)、マネージャー (*manager*) 及び秘書役 (*secretary*) を指し (会社法 2 条(11)項)、監査人 (*auditor*) は含まない。以下同じ。) も同様とする (会社法 74 条(1)項)。また、有限責任会社の役員は、会社の商号の印字のない取引書類等を作成した場合にも罰金が科せられ、加えて、為替手形 (*bill of exchange*)、海外送金書 (*hundis*)、約束手形 (*promissory note*)、裏書 (*endorsement*)、小切手 (*cheques*) その他会社が又は会社のために署名された支払い又は製品引渡しの命令書を作成した場合には、会社が支払わない限り、記載された金額の支払義務を負う (同条(2)項)。

(2) 資本金の公示

会社の授權資本枠を記述する通知書、広告及び公式出版物には、同等の記載場所及び同等の文字で、発行済みの資本及び払込み済みの資本を記述しなければならない (会社法 75 条(1)項)。違反した会社及び違反につき悪意の役員には、罰金が科される (同条(2)項)。

第3章 株式

第1節 株式

第1 株券

株式を表章する会社印のある株券は、株主が当該株券に記載された株式に対する権利を有することの「一応の (*prima facie*)」証拠である (会社法 29 条)。すなわち、株券の保有者は株式の所有者であると推定されるが、当該推定は確定的なものではなく、他の者がこれを覆すことができる。

第2 株式の引受

会社の発起人 (*subscribers of the memorandum*) は、株主となることに同意したものとみなされ、株主名簿に株主として登録されることにより株主となる (会社法 30 条 1 項)。株主となることに同意をした者も、株主名簿に登録されたときに、会社の株主と

引渡しの命令書並びに小荷物 (*parcel*) 請求書 (*bill*)、納品書 (*invoice*)、領収書 (*receipt*)、銀行信用状 (*letter of credit*) と規定されている。

なる（同条2項）。

第2節 株主名簿

第1 株主名簿・インデックス・リスト

会社は、①株主の氏名・名称、住所、国籍及び職業（もしあれば）、②株式資本が存在する会社の場合は、各株主が有する株式及び各株主が支払う金額、③株主名簿に登録された日並びに④株主でなくなった日を記載した株主名簿を作成し、保管しなければならない（会社法31条1項）。

50名を超える株主を有する会社は、株主名簿に登録された株主を容易に探せるようカードインデックス等の形態で、株主の氏名・名称のインデックスを作成しなければならない。変更が生じた場合は14日以内にインデックスを変更しなければならない（会社法31A条1項、同条2項）。

株式資本を有する会社は、設立から18か月以内及びその後少なくとも1年に1回、その年の最初の株主総会における株主及び直近の定時株主総会から株主でなくなった者の株主及び株式（譲渡の登録日、株式発行が現金対価であったか全部又は一部は現物出資であったか、ワラントを構成する株式の数等）に関する詳細な情報を記載したリストを作成しなければならない（会社法32条1項、同条2項）。リスト及びサマリーは、その年の最初の株主総会から21日以内に完成させ、取締役、マネージャー（manager）又は秘書役（secretary）が署名した写しを登記官吏に届け出なければならない（同条3項）。

株主名簿、インデックス又はリストに関する義務に違反した場合、会社及び当該違反につき悪意の役員にはそれぞれ罰金が科される（会社法31条2項、31A条3項、32条5項）。

第2 備置・閲覧・謄写

会社の株主名簿及びインデックスは、会社の登録事務所に備え置かなければならず、営業時間中は株主は無料で閲覧することができ、その他の者は所定の費用を支払って閲覧することができる（会社法36条1項）。株主その他の者は、株主名簿又はインデックス及びサマリーの謄本・抄本を、所定の費用を支払って、会社に要求することができ、会社は、10日以内（休業日及び株主名簿の閉鎖期間を除き、要求を受領した翌日から起算される。）に謄本・抄本を送付しなければならない（同条2項）。

上記の閲覧、謄写に違反した会社及びその役員にはそれぞれ罰金が科され、裁判所は閲覧、謄写及び謄本の送付を強制することができる（同条3項）。

第3 株主名簿の閉鎖

会社は、登録事務所がある地域で発行される新聞において7日前までに広告することにより、1年に45日間、1回につき30日間まで、株主名簿を閉鎖することができる（会社法37条）。また、会社は、毎年、株主総会の直前14日間は、譲渡の登録を一時停止することができる（Table A 20 項）。

第4 証拠力

株主名簿は、会社法により株主名簿に記載することが必要又は可能な事項に関する「一応の（prima facie）」証拠であり（会社法40条）、当該事項が株主名簿に記載されている通りであると推定される。

第5 イギリス株主名簿管理人

株式資本を有する会社は、定款で規定することにより、イギリスに株主名簿管理人の支所をおくことができる（会社法41条）。

第3節 株式の譲渡

第1 株式の譲渡

1. 株式譲渡の登録

株式の譲渡証書（instrument of transfer）は、譲渡人及び譲受人の双方により署名されなければならない。譲受人の氏名・名称が株主名簿に記入されない限り、譲渡人は株式の所有者とみなされる（Table A 18 項、同 32 項）。よって、株式の譲渡は、理論上も実務上も、株主名簿に記載されることによって初めて効力が生じる。

株式譲渡の登録の申請は、譲渡人及び譲受人が署名した譲渡人又は譲受人の申請により行われる。但し、譲渡人が申請する場合、会社は申請を譲渡証書に記載された譲受人の住所宛てに通知し、2週間以内に譲受人より拒否されない場合に限り、株主名簿に記載される（会社法34条1項、同条2項）。

2. 株式譲渡に対する規制

ミャンマー市民が保有する株式を外国人に対して譲渡することは禁止されている。その例外として、外国投資法上の MIC 許可 (MIC Permit) を受けた会社の株式については、ミャンマー市民から外国人への譲渡が MIC の承諾を受けた場合に限り可能である。

第2 株式の譲渡制限

会社は、全額支払済みでない株式又は会社が担保権を有する株式の譲渡の登録を拒否することができる (Table A 20 項)。会社が譲渡の登録を拒否する場合、会社は、譲渡証書が提出されてから 2 か月以内に、譲渡人及び譲受人に対して拒否する旨の通知をしなければならない (会社法 34 条 4 項)。当該通知義務に違反した場合、会社及び当該違反につき悪意の取締役、マネージャー、秘書役その他の役員にはそれぞれ罰金が科される (同条 5 項)。

第3 裁判所の権限

①詐欺的又は十分な理由がなく株主名簿に記載されない場合、又は②株主名簿に記載されず、又は株主名簿への記載が不必要に遅延した場合、株主、被害を被った者又は会社は、裁判所に対して、株主名簿の記載を正すための申立てを行うことができる (会社法 38 条 1 項)。裁判所は、登録事務所に対して直接、株主名簿の訂正を行うよう通知できる (会社法 39 条)。

第4節 ワラント

第1 発行

有限責任株式会社は、定款の授権により、全額支払済の株式について、ワラントを発行することができる (会社法 43 条 1 項)。ワラントの保有者は、ワラントにおいて特定された株式に対する権利を有し、ワラントの譲渡により当該権利を譲渡することができる (会社法 44 条、Table A 36 項)。非公開会社には適用されない (会社法 43 条 2 項)。

ワラントは、例えば、公開会社が、ミャンマー政府の承認が得られず発行する株式の数を増加させることができない場合に、増資をするために用いられることがあるとのことである。

ワラントの発行は、全額支払済みの株式について、株主として登録されている者の書面による申請により行われる (Table A 35 項)。ワラントを発行した場合、会社は株

主名簿における記載を削除し、ワラントが発行された事実、ワラントに含まれる株式の記載及びワラントを発行した日を株主名簿に記載する（会社法 47 条 1 項）。この義務に違反した場合、会社及び当該違反につき悪意の役員にはそれぞれ罰金が科される（同条 2 項）。

第2 権利

ワラント保有者は、取締役が定める金額を支払うことにより、ワラントの対象たる株式について株主となることができる（会社法 44 条、45 条、Table A 37 項）。

ワラントの保有者に将来の配当について支払いを受ける権利を与えることができる（会社法 43 条 1 項）。

ワラントの保有者は、会社にワラントを預け入れる（deposit）ことにより、預入れの2日後以降、株主総会の招集、参加、議決権の行使その他の株主総会における権利行使を行うことができ、それ以外の場合には行えない（会社法 46 条、Table A 38 項、同 39 項）。預け入れたワラントは、2日前の書面による通知により、会社が預け入れた者に返却しなければならない（Table A 38 項）。

第5節 分割・併合等

有限責任株式会社は、定款により認められる場合は、株主総会により以下のように基本定款の条件を変更することができる（会社法 50 条 1 項、同条 2 項、Table A 31 項、同 44 項）。

- ① 新株発行による増資
- ② 株式の分割・併合
- ③ 支払済株式（Share）の Stock への転換及び Stock の支払済株式（Share）への転換
- ④ 引き受けられていない株式の消却（Cancel）

第6節 株式の割当て

第1 株主割当ての原則

取締役は増資を行おうとする場合には、株主（member）に対し当該株主の株式保有割合により勧誘しなければならないが、当該勧誘は、当該株主が引受権を有する株式数、勧誘には期限があること、期限内に申込がなければ権利を失うことを書面で通知しなければならない。期限の経過後又は申込みの拒絶を受けた後、取締役は、会社にとって最も適切と思われる者に対し、株式を割り当てることできる（会社法 105C 条、Table

A 42 項第 1 文)。

第 2 株主総会の承認

取締役は、株主総会（定時でも臨時でも可）の承認を経て増資をすることができる（Table A 41 項）。

第 3 その他

1. 割当に関する制限

第 1 回の割当については、申込みにより調達される株式資本の額は、目論見書（第 8 節参照）に記載される最少引受額を超えなければならないこと（会社法 101 条 1 項）、最少引受額（金銭以外で払い込まれる額を控除する。）は、手取金から充当される購入資産の代金等を支出するに足りる金額でなければならないこと（会社法 101 条 2 項、同条 2A）、払込金は銀行に預託すること（会社法 101 条 2B）とされている。これに違反した場合には罰金を科すものとされる（会社法 101 条 2C）。株式の申込みに際しての払込金額は、額面金額の 5%以上（以下「最低払込金額」という。）でなければならない（会社法 101 条 3 項）。目論見書の最初の発行後 180 日を経過したときに前記条件を満たさない場合、株式の申込金は、無利息で申込者に返金しなければならないが、また、目論見書発行後 190 日以内に返金がなされない場合、返金の遅滞が非行又は過失がないことを証明しなければ 7%の利息を付して返金しなければならない（会社法 101 条 4 項）。

以上の規定は強行規定である（会社法 101 条 5 項）ため、これに反する規定は無効になるものと思われる。

なお、最低払込金額の規制（会社法 101 条 3 項）を除き、第 2 回目以後の株式の割当には適用されない（会社法 101 条 6 項）。

公募でない場合においては、基本定款・定款・目論見書に代わる書面で規定された固定額（固定額がない場合には現物で払い込むものとして合意された額を除く額）を最少引受額として、その 5%以上が払い込まなければならない（会社法 101 条 7 項）が、かかる規定は、非公開会社、会社法施行前に株式又は社債を割り当てた会社には適用されない。

2. 不正規な方法による割当の効力（会社法 102 条）

株主総会開催後1か月以内に、申込人の請求により取消しが可能である。株主総会開催が不要な場合又は割当が株主総会開催後になされた場合には、取消しは割当後1か月以内になされなければならない。取締役がこの規定に故意に違反し又は違反を知って許可・認可したときには、取締役は、割当を受けた者が被った損害又は費用を賠償する義務を負う。但し、損害賠償請求の訴訟手続は、割当日から2年を経過した日以降に開始することはできない。

3. 事業開始に関する制限（会社法103条）

最低申込金額以上の金額が払い込まれていない場合等において、会社は事業や借入れを行うことはできない。

4. 割当に関する報告書（会社法104条）

株式の割当を行った場合には、登記官吏に対し、割当の概要を記載した割当報告書を1か月以内に提出しなければならない。これに違反した場合には、違反継続中、罰金に科すものとされる。

第7節 自己株式の取得・減資

第1 自己株式取得の禁止

有限責任株式会社は、減資による場合及び償還株式を償還する場合を除き、自己株式及び公開会社である親会社の株式を買い取ることができない（会社法54A条1項、同条4項）

有限責任株式会社は、公開会社である親会社のある非公開会社である場合を除き、会社の株式について行われる買付けのために、又はこれに関連して、貸付け、保証、担保提供その他の金融支援を行ってはならない。但し、通常の業務の一部として金員の貸付けを行う会社が、通常の業務の範囲内で貸付けを行う場合はこの限りでない（会社法54A条2項）

上記の義務に違反した場合、会社及び当該違反につき悪意の役員はそれぞれ罰金に科せられる（会社法54A条3項）。

第2 減資

1. 減資ができる場合

有限責任株式会社は、定款により認められる場合は、①株主総会の特別決議及び②裁判所の許可により、株式資本を減少させることができる(会社法 55 条 1 項、Table A 44A 項)。

減資にあわせて、(a)未払の株式資本について株式に関する責任を消滅・減少させること、(b)株式に関する責任の消滅・減少の有無にかかわらず、利用可能な資産の裏付けがない(現物出資により株式を発行したが、出資した財産が存しなくなった場合)支払済株式資本を消滅させること、又は、(c)株式に関する責任の消滅・減少の有無にかかわらず、会社の必要を超える支払済の株式資本を払い戻すことができる(会社法 55 条 1 項)。

2. 減資の手続

減資について株主総会決議を経て以降、会社は、商号に“as reduced”と付ける必要がある(但し、上記 1.②の場合は裁判所の判断により省略可能である)(会社法 57 条)

会社の債権者は、会社が減資をするに際して、一定の場合には裁判所の監督のもとで会社に対して異議を述べることができる。具体的には、上記 1.(a)又は(c)に該当する場合で、裁判所がそのように命令した場合は、裁判所が定めた日に会社に対する債権を有する(かつ、清算の開始であったならば証拠に基づき会社に対して主張する適格のある)債権者は、異議を述べることができる(会社法 58 条 1 項)。裁判所は異議を述べることができる債権者のリストを作成し、またリストに載せられていない債権者がリストに載せられるよう主張するための期日を設定し公表することができる(会社法 58 条 2 項)。裁判所は、同意しない債権者について、会社に債務額を担保させることにより同意を省略することができる(会社法 59 条)。異議を述べることができる全ての債権者について、同意し、弁済され、又は債務が担保された場合には、減資について許可することができる(会社法 60 条)。

減資は、登記事務所への登記により効力が生じる(会社法 61 条 1 項、同条 2 項)。

第3 償還株式

有限責任株式会社は、定款により、会社の選択により償還できる優先株式を発行することができる(会社法 105B 条)。

第8節 目論見書

会社法において、株式又は社債の引受や買受を公衆（Public）に対して勧誘するための目論見書に関する規定及びその関連規定が存在する。

なお、以下は、あくまで、会社法における規定の概説であり、ミャンマーにおいて別途証券取引法制が整備される場合には、その内容にも留意する必要がある。

第1 目論見書の定義と発行義務

1. 定義

目論見書とは、会社の株式又は社債の引受や買受を公衆（public）に対して勧誘するための、prospectus、notice、circular、advertisement 又は other invitation をいい（会社法2条(1)項、同条(14)項）、正式な目論見書が作成され、提出された旨を表面に記載する広告は目論見書には含まれない。したがって、表題を問わず、会社の株式又は社債の引受や買受を公衆に対して勧誘するために使用される一切の書類は目論見書となる。

会社法には、「Public」の定義はないが、公開会社が行う勧誘行為が、「公衆に対して勧誘」を行うことになるとのことである。

また、会社法上の目論見書は、あくまで「share or debentures of company」の勧誘行為のために作成されるものであるため、他の有価証券には適用されない。

2. 発行義務

目論見書を発行しない会社は、原則として、株式又は社債の割当を行うことはできない。但し、会社設立時に付属明細票 第2表形式Iの書式で、取締役又は取締役候補者として記載されるもの全ての署名、又はこれらの書面による委任を受けた代理人の署名を付して目論見書に代わる書面（statement in lieu of prospectus）が登記官吏に提出されている場合には、目論見書は不要となる（会社法98条1項）。

また、非公開会社や株式の割当が行われる場合における有限責任保証会社であって株主資本が存在しないものについては、目論見書や目論見書に代わる書面は不要である（会社法98条2項が、これらの会社について「このセクションの規定は適用しない。」としている。）。

なお、売出しのための書類は目論見書とみなされる（会社法98A条(1)項等）。

第2 目論見書に関する手続

1. 目論見書の発行と登録手続

目論見書には日付を付ける必要があり、当該日付が公表日となる（会社法 92 条 1 項）。公表日以前において、取締役又は取締役候補者として目論見書に記載されている全ての者又は書面によって授権された代理人が署名した上で、その謄本を登記官吏に対して登録のために届出していなければ、目論見書を発行してはならない（会社法 92 条 2 項）。日付や署名が欠けている場合には、登記官吏は登録を行ってはならない（会社法 92 条 3 項）。全ての目論見書には、その表紙に謄本が届出されている旨を表示しなければならない（会社法 92 条 4 項）。また、謄本の届出をせずに目論見書を発行した場合、発行会社及び故意に発行に関与した全ての者に対し、目論見書の発行日から謄本の届出日までの間、罰金を科すものとされる（会社法 92 条 5 項）。

なお、目論見書は登録さえされればよく、申込者に対する交付は会社法においては義務付けられていない。

2. 目論見書の内容

目論見書の記載内容として、発行の概要、取締役等の氏名・経歴、発行手取金が資産の取得に充当される場合における資産の譲渡人の氏名・住所・譲渡人への支払額、目論見書発行日前 3 事業年度の利益等の財務に関する情報などが法定されている（会社法 93 条から 95 条まで）。

なお、会社は、目論見書又は目論見書に代わる書面に記載された契約の条項について、株主総会の決議なくして変更することはできないものとされる（会社法 99 条）。

第3 目論見書に関する禁止事項

目論見書に関する手続及びその記載事項は、上記のとおり、法定されていることからその実行性を担保するため、いくつかの禁止行為が規定されている。

1. 目論見書の記載内容を免除する旨の合意の無効

申込者に目論見書の記載事項を免除することを求めること等は、無効となる（会社法 96 条 1 項）。

2. 目論見書の作成と内容に関する義務違反

(1) 目論見書の作成義務違反

引受契約を締結するための善意の勧誘 (*bona fide invitation*) 又は公衆に向けた勧誘でない場合を除き、目論見書を発行しない株式又は社債の申込書の発行は違法である (会社法 96 条 2 項)。違反者には、罰金を科すものとされる。

(2) 目論見書の不実記載

(a) 刑事罰

会社法 93 条の規定に従わない目論見書が作成された場合、当該目論見書の発行に故意に関与した者には、同条に従った目論見書が発行される日まで、罰金を科すものとされる (会社法 97 条 1 項)。但し、取締役又は当該目論見書の作成に関与した者が、次に掲げる場合のいずれかに該当することを証明した場合には、違反に対して責任を負わない (会社法 97 条 2 項)。

- ① 未開示事項につき、その者が当該事項を知らなかった場合
- ② 不履行又は違反が、その者の事実認識についての過失から生じた場合
- ③ 不履行又は違反が、裁判所の見解では軽微な事項、又は軽微ではない場合であってもあらゆる状況を考慮した場合に免責されるべきと裁判所が判断する場合

(b) 民事責任

目論見書、そこに含まれる報告書、基本定款の記載に、誤解を生じさせる表示又は不実の表示があり、目論見書を信頼して株式又は社債を引き受けた者が損失又は損害を被った場合には、次に掲げる者に賠償責任が発生する (会社法 100 条 1 項)。

- ① 目論見書発行時の取締役の全て
- ② 目論見書中に取締役又は取締役となることに同意した者として氏名を記載されることを許容しかつ記載されている全ての者
- ③ 会社の発起人である全ての者 (発起人の定義は、会社法 100 条 5 項)
- ④ 目論見書の発行を授権された全ての者

但し、専門家、公の文書・表示を基礎としない全ての表示について、その表示を真実であると信ずべき合理的な理由を有し、かつ、株式・社債の割当時まで、

これを信じていた場合等を立証した場合には免責される（会社法 100 条(1)項 a 等）。又は、その者が取締役になることに同意した後、目論見書の発行以前に同意を撤回し、かつその目論見書がその者の許可や同意なく発行された場合等を立証した場合にも免責される（会社法 100 条 1 項(i)等）。

第9節 株式の権利の変更

複数種類の株式を発行する会社では、ある種類の株主の一定比率の同意又は当該種類株主の種類株主総会の決議をもって、定款により当該種類の株式に付着する権利を変更することができる（会社法 66A 条 1 項）。

この場合、当該種類の株式の 10%以上を有する株主は、上記同意又は決議後 14 日以内に、裁判所に変更を止めるよう申立てをすることができる（会社法 66A 条 1 項、同条 2 項）。

第4章 機関

第1節 株主総会

第1 株主総会の種類

① 創立株主総会（Statutory Meeting）

公開会社である有限責任株式会社又は株式資本を有する有限責任保証会社（companies limited by guarantees and having a share capital）が、事業を開始する資格を得てから 1 か月以降 6 か月以内に開催される株主総会をいう（会社法 77 条(1)項）。法定株主総会の開催の 21 日前までに 2 名の取締役又は取締役会の議長に認証（certify）された法定報告書（statutory report）を全ての株主に交付しなければならない⁶（会社法 77 条(2)項、同条(3)項）。

② 定時株主総会（General Meeting）

会社設立後 18 か月以内に開催され、その後は暦年（calendar year）毎に最低一度、かつ前回開催時から 15 か月以内に開催される株主総会をいう⁷（会社法 76 条(1)項）。

⁶ 本条の違反につき故意ある取締役又は違反を知りつつ承認をした取締役は、罰金が科される（会社法 77 条(10)項）。なお、会社法 77 条は非公開会社には適用されない（同条(11)項）。

⁷ 定時株主総会が当該条項に従って開催されなかった場合には、当該会社及び開催しなかったことについて故意のある取締役若しくはマネージャーは、500 チャット以下の罰金が科される（会社法 76 条(2)項）。

定時株主総会が開催されなかった場合には、株主からの請求があれば、裁判所は定時株主総会の招集を命令することができることとされている（同条(3)項）。

③ 臨時株主総会（Extraordinary Meeting）

株式資本を有する会社の発行済み株式の10分の1以上の払込み済みの株式を保有する株主の開催要求に応じ、株式資本を有する取締役が招集する株主総会をいう（会社法78条(1)項）。株主からの要求書は、総会の目的を記載しなければならず、要求株主が署名のうえ、会社の登録事務所に備置する（同条(2)項）。

第2 株主総会の招集手続

1. 招集権者

株主総会の招集は、原則として取締役会において決定する。また、取締役自らが適当と考えるときに臨時株主総会を招集することができる⁸（Table A 48 項）。

株主にも少数株主権として臨時株主総会の招集請求権が認められている（会社法78条）。株式資本を有する会社の発行済み株式の10分の1以上の払込み済みの株式を保有する株主の開催要求書が登録事務所に備置された日から21日を経過しても取締役が臨時株主総会を招集しない場合には、開催要求をした株主又は開催要求をした株主のうち過半数の株主（majority of them in value）は、自ら臨時株主総会を招集することができる⁹（同条(3)項）。

なお、株主総会の招集又は会社法に定める様式に従った議事の開催が実行不可能である場合には、裁判所は、自ら又は取締役若しくは当該株主総会で議決権を行使できる株主の申出により、裁判所が適当と認める方法により株主総会の招集、開催、議事の進行を命じることができ（裁判所は、あわせて自らが適当と認める附随的又は派生的な命令をすることができる。）、当該命令により開催された株主総会は、当該会社の株主総会であるとみなされることとされている（会社法79条(3)項）。

⁸ ミャンマー国内に取締役会の定足数を充たす数の取締役がいない場合には、各取締役又は2名の株主は、取締役が株主総会を招集する場合と可能な限り類似する方法で、臨時株主総会を招集することができることとされている。

⁹ 株主自ら招集する場合には、開催要求書を備置した日から3か月以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

2. 招集通知

(1) 概要

取締役は、株主総会を招集する場合には、原則として、会日の14日前までに書面で各株主に対して通知しなければならない¹⁰。但し、当該株主総会で招集通知を受領する権限を有する全ての株主が同意をすれば、通知期間を短縮し、かつ株主が適当と考える方法により通知することもできることとされている（会社法79条(1)項(a)）。

各株主に対する招集通知の様式は、Table A で定めるところによることとされており、株主総会の開催日時、場所、議案（特別決議事項又は特殊決議事項の場合は、議案を提案する理由を含む。）等を記載する必要がある（Table A 49 項）。

なお、事故による招集通知の欠缺は、株主総会決議の無効原因とはならない（会社法79条(1)項(b)）。

(2) 株主総会特殊決議の場合

株主総会において特殊決議事項（Special Resolution）を決議する場合には、会日の21日前までに、特殊決議事項の議案を提案する理由を記載した招集通知を各株主に対して通知する必要がある。但し、当該株主総会で議決権を行使することができる全ての株主が同意をすれば、招集通知の省略が可能である（会社法81条(2)項）。

第3 株主総会の議事及び決議

1. 定足数（Quorum）

株主総会の定足数は、附属定款で別段の定めをしない限り、以下の表に定める人数とし、株主総会に出席した株主（株主の代理人（proxy）が株主総会に出席する場合には、当該出席した代理人も含む。）の頭数でカウントする（会社法79条(2)項(b)、Table A 51 項）。

	公開会社	非公開会社
定足数	5名	2名

¹⁰ 非公開会社（公開会社の子会社を除く。）については、招集通知に関する定めは適用されないこととされている（会社法79条(1)項柱書）。

2. 決議方法

(1) 挙手による方法 (show of hands)

株主総会においては、下記(2)の定めるところにより投票による決議要求がなされない限り、株主による挙手の方法で決議されるのが原則である (Table A 56 項¹¹)。挙手の方法による決議が行われる場合には、株主は、株式の保有割合に応じて議決権を有するのではなく、頭数に応じて議決権を有する (一人一票の原則)¹² (Table A 60 項)。挙手の方法による株主総会決議においては、代理人による議決権の代理行使はできないこととされている¹³。

(2) 投票 (poll)

以下の表に定める者は、投票の方法による決議を要求することができる¹⁴ (会社法 79 条(1)項(c)¹⁵)。

	公開会社	非公開会社
投票の方法による決議を要求することができる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5名以上の出席株主 (委任状による代理人も含む。) ・ 議決権のある発行済株式の10分の1以上を保有する株主又は株主ら ・ 株主総会の議長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら出席した株主が7名以下の場合には1名の株主 ・ 自ら出席した株主が7名を超える場合には2名以上の株主

投票の方法による決議においては、株主は各人の株式保有割合に応じて議決権を有するのが原則である (Table A 60 項)。また、委任状による議決権の代理行使が可能である (会社法 79 条(2)項(e))。

(3) 議決権の行使

¹¹ Table A 56 項は、強行規定である (会社法 17 条(2)項)。

¹² これに対して、会社法本文では、設立当初から株式資本を有する会社 (company originally having a share capital) の株主は、一株又は100チャット単位の株ごとに一議決権を有し、その他場合には、株主は一人当たり一議決権を有すると定められている (会社法 79 条(2)項(d))。

¹³ 会社法 79 条(2)項(e)反対解釈。

¹⁴ Table A 56 項においては、最低3人以上の株主による投票の方法の要求がない限り、株主総会は株主の挙手の方法により決議することとされており、かつ、同項は強制的に適用される規定であるとも規定されている (会社法 17 条(2))、会社法 79 条(1)項(c)と整合していない。また、実務上は、Table A 56 と異なる付属定款の定めがされることもあるとのことであり、これらの理論的整合性は明らかではない。

¹⁵ これに対して、会社法 81 条(4)項においては、株主総会において特別決議事項 (Extraordinary Resolution) 又は特殊決議事項 (Special Resolution) を決議する場合には、いかなる株主も投票制の方法による決議を要求することができることと定められている。

(a) 代理人による議決権行使

株主総会において投票の方法による決議を採択する場合には、代理人は、特定の株主の議決権を代理行使することができる（会社法 79 条(2)項(e)）。この場合、代理人は、代理権を証する証書¹⁶及び委任状若しくはその他権限を付与する書面又は公証済みの委任状の写しを、少なくとも代理行使を予定する株主総会の開催の 72 時間前に、登録事務所に備置する必要がある¹⁷（Table A 66 項¹⁸）。

なお、代理人は株主でなければならないとされている（79 条(2)項(g)）ものの、附属定款で別段の定めを設けることは可能である（同条項柱書）。

(b) 代表者による議決権行使

株主が法人の場合には、当該法人株主は、取締役会決議により、会社の株主総会に出席する代表者を選任することができる。当該選任された代表者は、あたかも当該代表者が個人株主であるかのように、当該法人株主のために議決権を行使することができる（会社法 80 条）。

(c) 書面投票

日本の会社法と異なり、ミャンマーの会社法上、書面投票で議決権を行使することは認められていない。

(4) 株主総会の書面決議

日本の会社法と異なり、ミャンマーの会社法上、書面決議による株主総会の開催は、附属定款において定めれば書面決議による方法も可能とする見解もある。

(5) 株主総会開催の場所

会社法上、株主総会の開催場所について定めた明文規定はない。この点、下記 4.(2)の株主総会開催後の事後手続が履践できるのであれば、たとえば日本において

¹⁶ 代理権を証する証書は、議決権の代理権原を付与する株主若しくは当該株主から代理権原を書面により付与された者又は株主が法人である場合には、会社印が押印され、若しくは権原を与えられた役員乃至その代理人により作成された書面の形式である必要がある（Table A 65 項）。なお、Table A 67 項に定める様式に従って作成された代理権を証する証書は、定款において当該証書作成について特別の制限を設けていたとしても、当該制限違反には問われないこととされている（会社法 79 条(1)項(d)）。

¹⁷ 当該規制に違反した代理権の授与に関する書面は無効である（Table A 66 項）。

¹⁸ 強行規定である（会社法 17 条(2)項参照）。

株主総会を開催することも可能であるとする見解もある。

3. 株主総会の議長

株主総会に出席している株主によって選出された (elected) 株主は、当該株主総会の議長になることができる (会社法 79 条(2)項(c))。Table A 53 項によれば、取締役会の議長が株主総会の議長となる旨定められているものの、附属定款において別段の定めを設けることも可能である (会社法 17 条(2)項参照)。

4. 議事録の作成及び登記官吏への報告

(1) 議事録の作成

(a) 議事録の備置、閲覧及び謄写

全ての会社は、株主総会の議事について議事録を作成し、登録事務所に備え置き (備置すべき期間に関する法定の定めはない。)、会社の営業時間中は、全ての株主に対して手数料なしで閲覧に供される (会社法 83 条(1)項、同条(4)項)。会日から 7 日経過後は、株主は、会社に対して、所定の手数料にて議事録の謄写を請求することができる (会社は株主からの要求があった日から 7 日以内に議事録の写しを提供しなければならない。) (同条(5)項)。会社が株主からの閲覧・謄写の請求に応じなかった場合には、当該会社及び当該違反につき悪意の役員には、罰金が科される (同条(6)項)。

(b) 議事録作成の効果

作成された議事録について、当該株主総会の議長 (又は当該総会の翌株主総会における議長) が署名した議事録は、議事の記録及び証拠の意味を有する (会社法 83 条(2)項)。加えて、株主総会の議事録が作成された場合には、反対の事実が立証されない限り、当該株主総会は適法に招集・開催され、議事録に記載された内容の議事がされ、取締役及び清算人の選任決議が有効にされたものとみなされる法的効果がある (同条(3)項)。

株主総会特別決議及び株主総会特殊決議においては、挙手による決議がされた旨の株主総会の議長の宣言が議事録に記録された場合には、決議に賛成した株主又は反対した株主の具体的な人数等の記載がなくとも当該決議がされたこと
の確証 (conclusive evidence) となる (会社法 81 条(3)項)。株主総会普通決議に

においても Table A 上同様の効果が定められている (Table A 56 項)。

(2) 登記官吏への報告

株主総会決議において、特別決議事項又は特殊決議事項を決議した場合には、会日から 15 日以内に議事録の謄本を会社の役員が認証した上、登記官吏に届け出る必要がある (会社法 82 条(1)項)。なお、議事録の謄本の登記官吏への届出をしなかった場合には、会社及び当該違反につき悪意の役員には、罰金が科される (同条(4)項・同条(6)項)。

定款の条項を変更する株主総会決議がされた場合において、当該定款変更が登記された場合には、定款変更にかかる株主総会特別決議の議事録の写しを決議後に発行する定款の写しに添付する必要がある (会社法 82 条(2)項)、これに対して当該定款変更が登記されていない場合には、各株主の要求があるときは、会社は定款変更にかかる株主総会特別決議の議事録の写しを当該株主に交付しなければならない (同条(3)項)。会社がこれらの規定に違反した場合には、会社及び当該違反につき悪意の役員に、罰金が科される (同条(5)項、同条(6)項)。なお、裁判所は、株主からの請求に応じない会社に対して、即時の閲覧又は謄写の交付を命令することができる (同条(7)項)。

第4 決議要件

1. 普通決議 (Ordinary Resolution)

株主総会普通決議は、出席株主 (委任状による出席を含む。) の過半数の賛成が得られた場合に成立する (ただし、明文は存在しない)。Table A によれば、採決で賛否が同数である場合に、株主総会の議長がセカンド又はキャスティング・ボートを握る (Table A 58 項)。

ミャンマー会社法上、株主総会における主な普通決議事項は以下のとおりである。

- 取締役の選任 (会社法 83B 条(ii))
- 取締役の報酬の決定 (Table A 69 項)
- 監査人の選任 (会社法 144 条(3)項)
- 監査人の報酬の決定 (会社法 144 条(9)項)
- 配当 (Table A 95 項)
- 増資 (会社法 50 条(2)項)

- 株式の割当て（会社法 104 条(1)項）

2. 特別決議（Extraordinary Resolution）

株主総会特別決議（Extraordinary Resolution）は、出席株主（委任状による出席を含む。）の4分の3以上の賛成が得られた場合に成立する（特別決議事項の場合には、招集通知に特別決議の議案を提案する理由を記載する必要がある。）（会社法 81 条(1)項）。定款に規定を設けることにより、株主総会特別決議の決議要件を変更することはできない。

ミャンマー会社法上、株主総会における主な特別決議事項は以下のとおりである。

- ローテーション制の取締役の任期中の解任（会社法 86G 条(1)項）
- 任意清算の開始（債務超過を理由とする場合）（会社法 203 条(3)項）

3. 特殊決議（Special Resolution）

株主総会特殊決議（Special Resolution）は、特別決議と同様に、出席株主（委任状による出席を含む。）の4分の3以上の賛成が得られた場合に成立する（特殊決議事項の場合には、招集通知に特殊決議の議案を提案する理由を記載する必要がある。）が、招集通知を会日の21日前までに通知する必要がある点で特別決議と異なる（会社法 81 条(2)項）。定款に規定を設けることにより、株主総会特殊決議の決議要件を変更することはできない。

ミャンマーの会社法上、株主総会における主な特殊決議事項は以下のとおりである。

- 商号変更（会社法 11 条(4)項）
- 事業目的の変更（会社法 12 条(1)項）
- 基本定款の変更（会社法 20 条(1)項）
- 株式資本の再編（種類株式の統合又は種類株への分割）（会社法 54 条(1)項）
- 減資（会社法 55 条(1)項）
- 有限責任会社における負債引当金（reserve liability）の決定（会社法 69 条）
- 有限責任取締役の無限責任取締役への変更（会社法 71 条(1)項）
- 取締役の地位の第三者への譲渡（会社法 86B 条）
- 検査役の任命（会社法 142 条(1)項）
- 裁判所による解散（会社法 162 条(i)）
- 任意解散（債務超過以外を理由とする場合）（会社法 203 条(2)項）

第2節 取締役

第1 総論

1. 概要

ミャンマー会社法上、取締役とは、「どのように呼称されているかにかかわらず、取締役の地位に就任している者」をいうと定義されている（会社法2条(5)項）。下記第51.で詳述するとおり Table A 71 項¹⁹においては「会社の事業は取締役により経営される。（The business of the company shall be managed by the directors）」旨規定されており、個々の取締役は、取締役会又はマネージング・ディレクターからの授権に基づいて、対外的な代表権限及び業務執行権限を有するとされる。

2. 取締役以外に業務執行権限を有する機関

取締役以外に会社の業務執行権限を有するミャンマー会社法上の機関として、①マネージング・ディレクター（managing director）、②マネージャー（manager）及び③経営代理人（managing agent）がある。いずれも、会社から経営に関する包括的な授権がされ、対外的に代表権限及び業務執行権限を有する点で共通する。①は取締役の地位を兼ねるが、②は取締役の地位を兼ねることもできるし、取締役以外の従業員から選任することもでき、③は取締役ではない点で異なる。

(1) マネージング・ディレクター（managing director）

取締役会は、取締役の中から随時マネージング・ディレクターを指名し、その任期及び報酬を決定する（Table A 72 項）とされており²⁰、ミャンマー会社法上、マネージング・ディレクターは、会社のすべての対外的な代表権限及び業務執行権を有し得る。通常の実務取締役は、取締役会又はマネージング・ディレクターから授権された特定の範囲の業務執行権限及び代表権限のみが付与されるという点で、マネージング・ディレクターとは異なる。

マネージング・ディレクターは必ず取締役の地位を兼ねる（マネージング・ディレクターを兼ねる取締役は、ローテーション制による順番退職の対象とはならない（Table A 72 項）。）。取締役としての任期とマネージング・ディレクターの任

¹⁹ 同項は強行規定である（会社法17条(2)項参照）。

²⁰ 会社法上、マネージング・ディレクターを定義する条項はない。

期が異なる場合もあるが、マネージング・ディレクターは、取締役の地位の退任又は株主総会による解任決議により、その地位も退任する（Table A 72 項）。

会社法上マネージング・ディレクターは、取締役（Directors）の章（会社法 83A 条から 87 条まで）で規律されているため、以下取締役に関する説明の中で並行してマネージング・ディレクターに関連する規定も紹介することとする。

(2) マネージャー (manager)

マネージャーとは、取締役会の指揮命令及び監督のもと、会社の経営に関する包括的な授権を受けている取締役又は従業員をいう（マネージャー若しくはその他の名称で呼称されようが当該地位を占める取締役を含み、会社との委任契約の締結の有無を問わない。）（会社法 2 条(9)項）。

取締役会は、取締役の中から随時マネージャーを指名し、その任期及び報酬を決定することができる（Table A 72 項）。

マネージャーは、取締役の地位を兼ねることができる。（マネージャーを兼ねる取締役は、ローテーション制による順番退職の対象とはならないとされている（Table A 72 項）。）。取締役としての任期とマネージャーの任期が異なる場合もあるが、マネージャーは、取締役の地位からの退任又は株主総会による解任決議により、その地位も退任する（Table A 72 項）。

会社法上マネージャーは、取締役の章（会社法 83A 条から 87 条まで）で規律されているため、以下取締役に関する説明の中で並行してマネージャーに関連する規定も紹介することとする。

(3) 経営代理人 (managing agent)

経営代理人とは、会社との間で経営代理契約を締結して、会社の経営に関する包括的な授権をうける個人、ファーム又は他の会社をいう。経営代理人は取締役ではない。

会社法上は、経営代理人は取締役の章において、取締役と規律に服する条項があることから、以下取締役に関する説明の中で並行して経営代理人に関連する規定も紹介することとする。会社法 87A 条から 87I 条まで経営代理人に関する規定が設けられているが、経営代理人の制度は現在用いられている実例が少ないことから、本報告書においてはその詳細の説明は割愛する。

第2 取締役の人数

取締役の数は、公開会社及び公開会社の子会社である非公開会社については、3名以上とされている（会社法 83A 条(1)項）が、非公開会社（公開会社の子会社を除く。）については会社法上下限数の定めはない。取締役の数の上限数は、公開会社及び非公開会社ともに定められていない。

第3 選任及び終任

1. 取締役の選任及び任期

(1) 取締役の選任

(a) 選任決議

取締役は、株主総会決議で選任される（会社法 83B 条(1)項(ii)）。選任決議は、普通決議事項である。

(b) 当初取締役（first directors）の選任

会社の設立から第一回定時株主総会までの期間（公開会社の場合には創立株主総会までの期間）は、取締役の選任決議ができないことから、附属定款において当初取締役（first directors）を定めておくのが実務上は一般的である（Table A 68 項）。附属定款において当初取締役を定めなかった場合には、設立から第一回定時株主総会までの期間中は、発起人が取締役であるものとみなされる（会社法 83B 条(1)項(i)）。

(c) 代替取締役（alternate director）の選任

取締役が取締役会が通常開催される場所を 3 か月未満の期間不在にする場合には、取締役会の決定により、当該不在取締役の代替取締役（alternate director）を選任することができる。代替取締役は、当該不在取締役が取締役会が通常開催される場所に戻ってきた場合には、その地位を失う（会社法 86B 条）。

(d) 空席が生じた場合の取締役の選任

取締役に空席が生じた場合には、取締役会決議で後任の取締役を選任することが可能である。この場合、後任の取締役の任期は、前任の取締役の残りの任期

と同じとなる（会社法 83B 条(1)項(iii)）。

(e) 取締役の地位の譲渡

会社の取締役又はマネージャーの地位を第三者に譲渡する旨の定款の定め又は第三者と会社との間の合意に基づいて、取締役又はマネージャーの地位を第三者に譲渡する場合には、当該合意書に別段の定めを設けたとしても、株主総会の特殊決議（Special Resolution）による承認がない限り、譲渡の効力は発生しない（会社法 86B 条）。

(2) 取締役の任期

(a) 概要

(i) 公開会社の場合

非公開会社以外の会社（=公開会社）においては、基本定款において別段の定めがされたとしても、取締役の総数の3分の1の取締役（取締役の総数が3の倍数でない場合には、3分の1に最も近い数の取締役）は就任した任期が長い順番で退任する（ローテーション制）（会社法 83B 条(2)項、Table A 78 項）。ローテーション制に関する詳細は下記(b)にて述べる。

ローテーション制に関する Table A の規定（78 項から 82 項まで）は、強行的に適用される（会社法 17 条(2)項参照）。

(ii) 非公開会社の場合

非公開会社の取締役の任期に関する明文の規定はないため、定款において上記(i)と別段の定めを設けることができると解されている。例えば、同族会社において取締役の任期を無期限とする旨の定めも実務上存在する。

(b) ローテーション制

上記(1)(b)のとおり、会社の設立から第一回定時株主総会までの期間は、発起人が取締役であるものとみなされる（会社法 83B 条(1)項(i)）。第一回定時株主総会においては、みなし取締役は全員退任のうえ、当初取締役（First Director）が選任される。翌年の定時株主総会においては、ローテーション制により取締役の

総数の3分の1の取締役が退任しなければならず、任期の長さが同じ取締役は、当事者間で合意できなければ、抽選 (lot) で退任する取締役を決定する (Table A 79 項)。取締役の退任により空席が生じた場合には、会社は空席を補充する取締役を選任することができる²¹とされているが (Table A 81 項)、定時株主総会において空席が補充されなかった場合には、翌週に同時刻、同場所で株主総会の延会を開催し、そこでも補充されなかった場合には、退任取締役が再任されたものとみなされる (Table A 82 項)。

なお、退任取締役には、一般的に再任される資格がある (Table A 80 項)。

(3) 取締役名簿

全ての会社は、取締役、マネージャー及び経営代理人の詳細を記載した名簿²¹を当該会社の登録事務所に備え置かなければならない (会社法 87 条(1)項)。また、取締役、マネージャー及び経営代理人が交代した場合並びに取締役名簿の詳細に変動が生じた場合には、交代又は変動が生じた日から 14 日以内に登記官吏 (registrar) に通知しなければならない (同条(2)項)。

取締役名簿は、会社の営業時間中 (基本定款又は株主総会決議により合理的な範囲の制限を設けることができるが、毎日最低2時間の閲覧に供する必要がある。) 全ての株主に対して無料で、他の全ての者に対しては所定の手数料で、閲覧 (inspection) に供する必要がある²² (同条(3)項)。

会社が以上の規定に違反した場合には、当該会社及び当該違反につき悪意の役員には、罰金が科される (同条(4)項)。取締役名簿の閲覧を拒否された者の請求により、裁判所は、閲覧請求に応じない会社に対して事前通知をした上、即時の閲覧を命令することができる (同条(5)項)。

2. 取締役の終任及び解任

(1) 終任

取締役は任期の満了により終任となる。また、取締役の任期中に以下に掲げる事由が生じたときは、当該取締役の任期は当該事由が生じた時点で終了する²³ (会

²¹ (a)当該者が個人である場合には、フルネーム、居住地の住所、国籍 (出生国が異なる場合には、出生国)、職業及び他の会社の取締役の地位を有する場合には、当該取締役の詳細、(b)当該者が法人である場合には、商号 (corporate name)、登録事務所又は本社 (principal office) 並びに当該法人の各取締役のフルネーム、住所及び国籍、(c)当該者が組合である場合には、各出資者のフルネーム、住所、国籍及び出資者になった日付。

²² 取締役名簿に関しては、謄写は認められていない (明文なし)。

²³ 定款において、これらの事由以外に取締役の終任事由を追加することは可能である (会社法 861 条(2)項)。

社法 86I 条(1)項)。

- (a) 取締役の就任に必要とする資格株 (share qualification) の定めがある場合で、会社法 84 条(1)項に定める所定の期間内に資格株を取得しないこと又は資格株の所有をやめたこと
- (b) 取締役が、管轄する裁判所により心神喪失者 (unsound mind) であると認定されたこと
- (c) 破産 (insolvent) と宣告されたこと
- (d) 取締役の所有する株式の未払込分について払込みの請求を受けたのち 6 か月を超えても払込みをしないこと
- (e) 取締役、当該取締役が出資者 (partner) であるファーム又は当該取締役が取締役に就任している非公開会社が、マネージング・ディレクター、マネージャー、法律又は技術顧問 (advisor)、銀行業者 (banker) 以外の職務により、会社の株主総会の承認を得ずに、報酬を受領すること
- (f) 取締役会の承認を得ずに、3 回連続取締役会を欠席した場合、又は 3 か月以上連続して取締役会の全会議を欠席した場合
- (g) 会社法 86D 条の規定に違反して、取締役、当該取締役が出資者であるファーム又は当該取締役が取締役に就任している非公開会社が、会社から貸付け若しくは貸付けの保証を得た場合
- (h) 会社法 86F 条に違反して、会社の取締役、当該取締役が出資者であるファーム若しくは当該会社の他の出資者又は当該取締役が取締役に就任している非公開会社が、当該会社との間で、商品又は物品の売却、購入又は供給に関する契約を取締役会の承認を得ずに締結すること

(2) 解任

公開会社、非公開会社を問わず、会社は、株主総会の特別決議 (Extraordinary Resolution) により、取締役のローテーション制による任期満了前に、当該取締役を解任することができる。この場合、会社は株主総会普通決議 (Ordinary Resolution) により、他の者を新たに取締役に選任することができ、この場合後任取締役の任期は、前任の取締役の残りの任期と同じとなる (会社法 86G 条(1)項、Table A 86 項)。

第4 取締役の資格

1. 概要

ミャンマー会社法上、取締役の年齢制限に関する明文の規定はないが、ミャンマーの大衆法（Majority Act）上は契約の締結権限が18歳以上に付与されることから、18歳以上である必要があると解するのが実務上一般的である。また、居住要件・国籍要件に関する明文の定めはない。

2. 株式保有要件

(1) 1株保有要件

ミャンマー会社法上、取締役の一般的な資格要件として、会社の株式を1株以上保有しなければいけないとされている（Table A 70 項）。もっとも、当該要件は、定款で別段の定めを設けることにより排除可能である（会社法 17 条(2)項参照）。

(2) 資格株（share qualification）

会社の定款により特定の資格株（share qualification）の所有が要件となっている場合は、資格株の保有要件を充たしていない取締役は、選任後2か月又は定款において別途短期間を定めている場合には当該短縮された期間以内に、資格株の取得が必要である（会社法 85 条(1)項）。当該期間内に資格株を取得しなかった取締役が期間経過後も取締役として行動している場合には、当該取締役に、罰金が科される（同条(2)項）。

会社は、定款の定め、目録書又は目論見書にかわる陳述書において、ある者を取締役又は提案取締役（proposed director）として定めることは、原則としてできない。但し、定款の登記、目論見書等の届出の前に、当該取締役候補者自ら又はその代理人（agent）が以下の書面により権限を付与された場合は、この限りではない²⁴（会社法 84 条(1)項）。

- 取締役就任の同意書の署名及び当該同意書の登記官吏への届出²⁵（同条項(i)）
- 当該会社が株式資本を有する会社の場合には、次に掲げるいずれかの事項の充足していること（同条項(ii)）
 - ① 適格要件以上の数の株式（もしあれば）の申込人として、基本定款に署名

²⁴ 会社法 84 条は、非公開会社、公開会社になる前に非公開会社であった会社及び会社が事業を開始してから1年経過後に当該会社が又は当該会社のために発行された目論見書（prospectus）には適用されない（同条(3)項）。

²⁵ 基本定款及び附属定款の登記申請にあたっては、申請人は、当該会社の取締役に就任することに同意した候補者のリストを申請書に添付する必要があるところ、当該候補者リストに就任に同意していない者が含まれていた場合には、申請人は、罰金が科される（84 条(2)項）。

すること又は当該資格株式を会社から取得し、対価を支払うこと若しくは支払うことに合意すること

- ② 資格株（もしあれば）を当該会社から取得し、かつその支払いをなす旨の合意書に署名し、登記官吏に届け出ること
- ③ 資格株以上の数の株式が当該取締役候補者の名前で登記されている旨の宣誓書を作成し、登記官吏に届け出ること

3. 免責未済破産者

免責未済破産者（undischarged insolvent）が、会社（ミャンマーの国外で設立された会社でミャンマー国内に事業所をもつ外国会社を含む。）の取締役、経営代理人又はマネージャーとして行動した場合には、当該者には、懲役若しくは罰金又はその両方が科される（会社法 86A 条(1)項、同条(2)項）。

第5 取締役の権限

1. 概要

取締役は、会社法（その後の改正を含む。）及び普通定款における定めに抵触しない限り、当該会社の能力の範囲内において、その業務上必要な一切の権限を有するものとされている（Table A 71 項²⁶）。取締役の権限には、会社法上明示的に付与されたもの以外に、取締役会又はマネージング・ディレクターにより付与された対外的な代表権限及び業務執行権限があると解される。

2. 代表権限・業務執行権限に対する内部的制限

(1) 取締役会による授権の制限

非公開会社の取締役会は、特定の取締役の代表権限・業務執行権限を内部的に制限することも可能である。取締役の当該内部的な制限による権限外の行為は、会社に効果帰属しないものと解されており、「当該取締役の行為も第三者からすれば会社の内部的な事情は外部から窺うことは困難であることから、第三者保護の観点から会社は当該取締役の行為について責任を負う」とするいわゆる表見法理について、ミャンマーの会社法上明文の定めはない²⁷。したがって、契約の相手方

²⁶ 強行規定である（会社法 17 条(2)項参照）。

²⁷ この点、取締役の行為について、たとえ行為後に当該取締役の選任手続の瑕疵又は適格要件の欠缺が発

としては、個々の契約締結ごとに、代表権限を有しているかを取締役会議事録や委任状で確認することが特に重要となる。

(2) 定款による制限

附属定款に規定することにより、取締役の代表権限及び業務執行権限に内部的に制限を加えることができる。もっとも、(1)と同様に、附属定款上取締役の権限を制限する特別な規定がある場合における取引の相手方の保護に関する明文の規定はない。

第6 取締役の義務及び責任

1. 義務

(1) 一般的義務

取締役は、会社法（その後の改正を含む。）を遵守する一般的義務がある（Table A 74 項）。

(2) 会社と取締役の間の利益相反取引規制

(a) 利益相反取引における情報開示義務

(i) 取締役と会社との間の利益相反契約又は取引

取締役は、直接的又は間接的に、会社との間で会社と自己の利益が相反する可能性のある契約又は取引をする場合、その利益の内容を、取締役会において情報を開示しなければならない。また、取締役は、契約又は取引後に、会社と自己の利益が相反する状態となった場合には、その後開催される最初の取締役会において、情報を開示しなければならない（会社法 91 条(1)項）。

但し、取締役が特定の会社又はファームの取締役に就任している場合において、以降当該会社又はファームとの間の取引が全て利益相反取引とみなされる可能性があるときは、取締役は、本条の趣旨からして利益の内容の開示として必要十分な通知をすれば、個々の契約又は取引をする際に情報開示義

見されたとしても有効であるとする会社法 86 条には、取引の相手方の保護（すなわち表見法理）の考え方も部分的には現れている。

務を負わない（同条項但書）。情報開示義務に違反した取締役には、罰金が科される（同条(2)項）。

また、利益相反取引の内容の詳細を記載した帳簿は、会社の営業時間中、全ての株主の閲覧に供されなければならない（同条(3)項）。これに違反した悪意の役員には、罰金が科される（同条(4)項）。

(ii) マネージャー又は経営代理人の指名契約と利益相反取締役

会社がマネージャー又は経営代理人を指名する契約（contract for the appointment）を締結又は既存の契約を変更する際に、当該契約について直接的又は間接的に会社との間で会社と自己の利益が相反する可能性のある取締役がいる場合、会社は、当該契約を締結した日又は変更した日から 21 日以内に、当該契約又は変更内容の概要及び取締役と会社との利益の相反性を示す資料を全ての株主に対して開示し、かつ、登録事務所に備置して全ての株主の閲覧に供さなければならない（会社法 91C 条(1)項）。

当該規制に違反する会社には、罰金が科され、かつ、違反につき悪意の役員も同様とされる。

(iii) 会社のためにすることを示さないでした契約

公開会社（公開会社の子会社である非公開会社を含む。）のマネージャー又はその他の代理人が、会社のために第三者との間で契約を締結する際に、会社のためにすることを示さないでした場合、当該マネージャー又は代理人は、当該契約の条件及び契約締結の相手方である第三者を特定した資料を会社に対して交付し、資料の写しを取締役に対して交付しなければならない（会社法 91D 条(1)項、同条(2)項）。また、当該資料は、会社の事務所に届出をし、翌取締役会において取締役の閲覧に供さなければならない（同条(2)項）。

以上の規制に違反した場合、会社はその裁量により、会社との関係ではマネージャー又は代理人が締結した契約が無効であるとみなすことができるとされている（同条(3)項(a)）。また、以上の規制に違反したマネージャー又は代理人には、罰金が科される（同条項(b)号）。

(b) 利益相反取締役の議決権行使の制限

公開会社（公開会社の子会社である非公開会社を含む。）の取締役は、直接的又は間接的に、会社との間で会社と自己の利益が相反する契約又は取引を取締役

会において決定する場合には、当該取締役会における定足数としてカウントされず、議決権行使をすることもできない²⁸（会社法91B条(1)項、同条(3)項）。当該規定に違反した取締役には罰金が科される（同条(2)項）。以上の規制は、持株会社と子会社間の取引には適用されない（同条(3)項但書）。

(3) 株主総会による承認決議が留保されている事項

取締役の行う業務執行のうち、重要な事項については株主総会決議による承認が必要とされているものがある。

- 公開会社及び公開会社の子会社である非公開会社の取締役は、株主総会決議による承認がない限り、①当該会社の事業の売却又は処分及び②当該取締役の負債の免除又は軽減をしてはならない(会社法86H条)。
- 取締役は、株主総会決議による承認がない限り、会社の未返済の債務総額が、その時点の会社の発行済み株式の払込総額を超える行為をしてはならない (Table A 73 項)。

2. 責任

(1) 民事上の責任

(a) 概要

取締役、マネージャー及びその他の役員（以下第2節において「取締役等」と総称する。）がミャンマー会社法に定める諸義務に違反して（取締役等の権限外の行為及び権限を逸脱する行為を含む。）会社又は第三者に損害を与えた場合には、民事上の損害賠償責任又は特定履行責任（specific relief）を負う。会社法上は、取締役等の会社又は第三者に対する責任に関する明文の規定はないが、取締役等は、ミャンマーの民事手続法（Code of Civil Procedure）又は特定履行法（Specific Relief Act）に基づいて責任を負うこととなる。

(b) 会社に対する責任

(i) 責任追及の方法

²⁸ 会社のために保証人となった取締役に損害が生じた場合において、当該取締役に対する補償の決議をする場合にはこの限りではない（同条但書）。

取締役等が会社の損害に対して責任を負う場合に、会社は、金銭損害賠償請求、刑事告発、取締役の解任等によって責任を追及する。

(ii) 責任の免除・限定

取締役等及び監査人として会社に雇用されている者（役員であるか否かを問わない。）の責任（当該者の過失（negligence）、債務不履行（default）、義務違反（breach of duty）、信任義務違反（breach of trust）に関連して、法令に基づいて会社に対して負う一切の責任）の全部又は一部を免除する又は補償する定款の定め又は会社との契約は、無効とされている（会社法 86C 条本文）。但し、会社は、取締役等が自らの民事及び刑事上の責任に関する裁判において、当該取締役等の利益となる判決、無罪の判決及び会社法 281 条に規定する嘆願に基づく裁判所の救済の決定がされた場合には、その責任を減免又は補償することができる（同条但書(c)）。

(c) 第三者に対する責任

取締役等の行為により損害を被った第三者は、当該取締役等に損害賠償請求訴訟その他民事手続法及び特定履行法上の請求をすることができる。取締役の権限外の行為又は権限を逸脱した行為により株主に損害が発生した場合には、当該取締役は株主に対して責任を負うものと解されている。

(2) 刑事上の責任

取締役は、民事上の責任のほか、刑事罰も負う。会社法上、取締役等の義務について定める規定のうち、多くは義務違反があった場合の罰則も同時に定めている。そこで、会社法上の手続違反を含めて義務違反の場面の多くで違反につき悪意（knowingly and willfully in default）の取締役等は、個人に対して刑事罰が科される可能性がある。

第7 取締役の報酬

取締役の報酬は、その時々において原則として株主総会普通決議で支給額を決定する（Table A 69 項）。マネージング・ディレクター及びマネージャーの報酬については、取締役会決議により支給額を決定するが、支給の方式は取締役会が適当と認める方式で可能とされ、明文上は、給与（salary）、コミッション（commission）、利益配当への

参加型（participation in profit）又はこれらの組み合わせが例示されている（Table A 72 項）

第3節 取締役会

第1 概要

取締役会について、会社法本文には体系的に規定されておらず、Table A において原則的な附属定款の規定例がのみが存在し、そこでは、取締役会は、会社の業務執行の基本方針を決定する機関として位置付けられている。取締役会に関する Table A の条項はいずれも強行規定ではないことから、基本定款又は附属定款で別段の定めを設けることができる（会社法 17 条(2)項参照）。以下では、Table A の原則的な定めがされている会社を前提に、解説をする。

第2 取締役会の招集手続

各取締役は、いつでも取締役会を招集ことができ、また、取締役の開催要求があったときには、秘書役は取締役会を招集しなければならないとされている（Table A 87 項）。もっとも、招集通知の発送の要否、招集通知期間など招集手続の具体的な定めはない。

取締役会の開催場所についても明文規定はないが、必ずしも会社の本店所在地で開催される必要はなく、ミャンマー国内外を問わずその他の場所でも開催することができるという見解もある。また、電話会議やビデオ会議による開催についても明文規定はないが、特に禁止されていないという見解もある。この見解による場合も、附属定款において電話会議やビデオ会議によって取締役会を開催する旨を規定することが望ましい。

第3 取締役会の決議

1. 定足数

取締役会の定足数は、取締役会の決定で定めることができるとされており、取締役会が決定で定めなかった場合においては、取締役の人数が 3 名以上の会社においては 3 名である（Table A 88 項）。但し、会社の附属定款において別段の定め（たと

えば、出席取締役の過半数とする。) を設けることは可能であると解される²⁹。

取締役の退任により取締役会に空席が生じた場合で就任中の取締役のみでは要求される定足数を満たさない場合には、就任中の取締役は、取締役の人数を定足数を充足するまで増員させることのみを目的として、株主総会の招集を含む行為をすることができる (Table A 89 項)。

2. 決議方法及び決議要件

(1) 決議方法

取締役会において議題が提案された場合には、出席取締役の過半数の賛成により決議する。可否同数の場合には、取締役会の議長が決定権 (second vote 又は casting vote) を有するとされる (Table A (87)項)。

(2) 取締役会の議長

取締役会の決定で議長を選び及びその任期を定めることができる。議長が選ばれなかった場合又は開催日時の開始 5 分を経過しても取締役会に出席していない場合には、出席取締役の決定で、当該取締役会の議長を選ぶことができる (Table A 90 項)。

(3) 取締役会全会一致事項

経営代理人の経営する会社が、同経営代理人が経営する他の会社の発行する株式又は社債を購入する場合には、取締役会の全会一致事項とされている (会社法 87F 条)。

(4) 書面決議

附属定款において定めれば取締役会決議を書面決議によって行うことも可能とする見解もある。

第4 議事録

²⁹ Table A 88 項は強行規定ではない。

1. 議事録の備置、閲覧及び謄写

全ての会社は、取締役会の議事について議事録を作成し、取締役会に出席した取締役がこれに署名した（Table A 75 項）上で、登録事務所に備え置き（備置すべき期間に関する法定の定めはない。）、会社の営業時間中は、全ての株主に対して手数料なしで閲覧に供される（会社法 83 条(1)項、同条(4)項）。会日から7日経過後は、株主は、会社に対して、所定の手数料にて議事録の謄写を請求することができる（会社は株主からの要求があった日から7日以内に議事録の写しを提供しなければならない。）（同条(5)項）。会社が株主からの閲覧・謄写の請求に応じなかった場合には、当該会社及び当該違反につき悪意の役員には、罰金が科される（同条(6)項）。

2. 議事録作成の効果

当該取締役会の議長（又は当該取締役会会議の翌会議における議長）が署名した議事録は、議事の記録及び証拠としての意味を有するとされる（会社法 83 条(2)項）。加えて、取締役会の議事録が作成された場合には、反対の事実が立証されない限り、当該株主総会は適法に招集・開催され、議事録に記載された内容の議事が有効にされたものとみなされる法的効果がある（同条(3)項）。

第5 取締役委員会

取締役会はその決議により、取締役会の権限の一部を適当と認める取締役のメンバー全員又は一部で構成される任意の機関である委員会（Committee）に委譲することができる（Table A 91 項）。

委員会の定足数、決議方法及び決議要件の内容は通常取締役会のそれに準じるとされている（Table A 91 項から 93 項まで）。また、取締役委員会を開催した場合には、議事録を作成・備置する必要がある、委員会に出席した取締役は議事録に署名しなければならない（Table A 75 条）。

第4節 監査人

第1 概要

監査人（auditor）は、定時株主総会に提出する貸借対照表及び損益計算書を監査する（会社法 131 条(2)項）こととされ、計算書類の会計監査権限を有する一方、業務監査権限を有しないものと解されている。この点で原則として会計監査権限及び業務監

査権限を有する日本の会社法上の監査役とは異なる。つまり、監査人は、むしろ日本の会社法上の会計監査人に性格に近い機関といえる。

第2 選任及び任期

1. 概要

全ての会社は、定時株主総会における普通決議により、次年度の定時株主総会までを任期とする監査人を1名以上選任しなければならない。任期は、次年度の定時株主総会までの1年間である（会社法144条(3)項）。

2. 選任手続

(1) 概要

定時株主総会において、新たに監査人を選任する場合、①株主は、会社に対し、遅くとも総会開催日の14日前までに、監査人候補を指名する旨の通知を会社に提出し、②会社は、解任される監査人にこの通知の写しを送付し、③会社は、株主に対し、遅くとも総会開催日の7日前までに、広告又はその他定款で定める方法で通知を行わなければならない（会社法144条(6)項）。退任取締役を再任する場合には、①から③までの手続を履践することを要しない。

(2) 当初監査人の選任

会社の設立から第一回定時株主総会までの期間（公開会社の場合には創立株主総会までの期間）においては、取締役会の決議により監査人を選任することができる。その場合の監査人の任期は、第一回定時株主総会までである³⁰。監査人の報酬は、取締役会の決議で決定する（会社法144条(9)項）。

(3) 空席が生じた場合の監査人の補充

定時株主総会までに監査人に空席が生じた場合は、取締役会の決議により監査人を補充する。（会社法144条(8)項）。その場合の監査人の報酬は、取締役会の決議で決定する（会社法144条(9)項）。

³⁰ 第一回定時株主総会開催前に、臨時株主総会決議において取締役会決議により選任された監査人を解任し、別の者を監査人として選任することができる（会社法144条(7)項）。

(4) 各定時株主総会において監査人が選任されない場合の処理

各定時株主総会において監査人の選任決議がされない場合には、株主からの要求に基づき、大統領が、当該会社の監査人を選任し、その報酬額を決定する（会社法 144 条(4)項）。

3. 政府が株式を保有する会社の特例

政府（州政府を含む。）が株式を保有する会社に関しては、上記の規律は該当せず、監査総監（Auditor General）又は同人から権限を委譲された者の助言に基づき大統領が選任（又は再任）する（会社法 145A 条(1)項、同条(2)項、145B 条）。なお、政府が株式を保有する会社に関する特例は、会社法 145A 条から 145C 条までに規定されている。

第3 監査人の資格

1. 証明書（certificate）

大統領が発行する監査人としての権限を付与する旨の証明書³¹（公認会計士の資格を意味する。）を保有している者でなければ、公開会社（公開会社の子会社である非公開会社を含む。）の監査人に就任することはできない（会社法 144 条(1)項）。

全ての出資者がミャンマー国内で業務を行っている会計事務所が当該証明書を保有している場合には、会計事務所の名前で監査人として選任され、監査業務を行うことができることとされている（会社法 144 条(1)項但書）。

2. 不適格要件

以下の者は、公開会社及び非公開会社を問わず、監査人に就任することはできない（会社法 144 条(5)項）。

- ① 当該会社の取締役又は役員
- ② 当該取締役又は役員の配偶者
- ③ 監査人が公開会社（公開会社の子会社である非公開会社を含む。）である場合には、監査人と雇用関係にある取締役又は役員

³¹ 当該証明書を保有する者は、ミャンマー国内において監査人として選任され、監査業務を行うことができる（会社法 144 条(2B)）。

④ 当該会社の債務者

監査人に就任後、会社に対して債務を負担することとなった場合には、当該監査人の任期は終了する（同条項）。

第4 監査人の権限・義務

1. 概要

監査人は、会社の会計監査をする義務を負っており、監査業務に必要な権限を有している。

監査人は、全ての会計帳簿を閲覧でき、また、取締役及び役員に対して必要な情報提供及び説明を求めることができる（会社法 145 条(1)項）。

2. 監査報告書の作成

監査人は、定時株主総会に提出される貸借対照表及び損益計算書について、監査報告書を作成する。当該監査報告書に記載すべき事項は以下のとおりである³²（会社法 145 条(2)項）。

- ① 必要な情報提供・説明を受けることができたか
- ② 貸借対照表及び損益計算書が法令に合致しているか
- ③ 監査人が得た情報、説明及び帳簿の記載内容に照らして、貸借対照表及び損益計算書が会社の状況を真実かつ公正に表示しているか
- ④ 監査人の会計帳簿に関する意見（*opinion books of accounts*）が会社法 130 条の規定に従って備置されているか

監査報告書が会社法 145 条の規定に違反して作成された場合、違反につき悪意の監査人には、罰金が科される（会社法 145 条(5)項）。

3. 株主総会への出席

監査人は、定時株主総会の招集通知を受領する権限を有し、監査済み又は報告書を作成した計算書類等が議題になっている株主総会に出席する権利を有する。また、株主総会の議場において、会計に関していつでも発言・説明することができる（会

³² 会社法 145 条(2)項各号において記載すべき事項について、監査人の否定的（*negative*）又は限定的（*with a qualification*）な意見が付された場合には、監査報告書においてその理由を記載する必要がある（会社法 145 条(2A)）。

社法 144 条(4)項)。

第5 監査人の報酬

監査人の報酬は、株主総会普通決議で支給額を決定するのが原則である(会社法 144 条(9)項)。もともと、上記第 2 2.(2)から(4)までのとおり、株主総会によって監査人が選任される場合には、当該選任者が監査人の報酬額を決定する。

第5章 計算書類等

第1節 計算書類、会計帳簿

第1 会計帳簿(会社法 130 条)

全ての会社は、適正な会計帳簿をミャンマー語又は英語で作成する義務がある(会社法 130 条(1)項)。この会計帳簿には以下の項目を記載することを要する(会社法 130 条(1)項(a)、同条項(b))。

- ① 会社が取得・支出した金額の総額、収入・支出の原因となった事項
- ② 会社による全ての物品の売却・購入
- ③ 会社の資産・負債

会計帳簿は、登記上の事務所又は取締役が適切と考えるその他の場所において、営業時間中、閲覧に供しなければならない(会社法 130 条(2)項)。

会計帳簿に関する上記の各事項は、取締役の義務として規定されている(Table A 103 項、同 104 項)。

第2 計算書類

1. 記載内容

(1) 貸借対照表

貸借対照表には、資産、資本及び負債の概要、負債及び資産に関する一般的な性質、固定資産の価格の算出方法を法定の様式に従って記載しなければならない(会社法 132 条(1)項・(2)、The Third Schedule Form F)。

(2) 損益計算書

損益計算書には、取締役等に対する報酬額に関する明細を記載しなければならない（会社法 132 条(3)項）。貸借対照表と異なり、損益計算書には、法定の様式はない。

2. 提出手続等

(1) 定時株主総会等への提出

取締役は、原則として、少なくとも毎年 1 回（設立後第 1 回目は 18 か月以内）、監査済みの貸借対照表及び損益計算書並びに配当見込み額等に関する報告書を定時総会に提出する必要がある（会社法 131 条(1)項、131A 条(1)項）。

貸借対照表及び損益計算書（又は収益計算書）は、監査人の監査を受けなければならないが、監査報告は計算書類に注記として記載される。この監査報告書は、定時総会において読み上げられ、株主の閲覧に供される（会社法 131 条(2)項）。

非公開会社以外の会社は、監査済みの貸借対照表、損益計算書（又は収益計算書）及び監査報告書の謄本を、株主総会が開かれる少なくとも 14 日前までに全ての株主の登録住所に送付するとともに、登録事務所に備え置き、少なくとも 14 日間閲覧に供しなければならない（会社法 131 条(3)項）。

取締役は、会社法 131 条(1)項及び 131A 条(1)項に従い、これらの計算書類の準備、定時総会への提出を行う義務を負う（Table A 106 項）。貸借対照表及び損益計算書は、原則として、2 名の取締役によって署名される必要がある（会社法 133 条(1)項）。

貸借対照表は、毎年、定時総会の 6 か月前までに作成されなければならない（Table A 108 項）。貸借対照表及び報告書の写しは、総会の 7 日前に、定時総会の招集通知を受ける権限のある者に送付されなければならない（Table A 109 項）。

(2) 登記官吏への提出

非公開会社以外の会社は、貸借対照表及び損益計算書を定時総会に提出した後、貸借対照表にマネージャー又は秘書役の署名を得た上で（それらが不承認となった場合にはその理由を付して）、株主名簿（会社法 32 条）等とともに、登記官吏に提出しなければならない（会社法 134 条(1)項から(3)項まで）。

	公開会社	非公開会社
定時株主総会への提出	○	○

(会社法 131 条(1)項、131A 条(1)項)		
株主への事前送付、登録事務所への備置 (会社法 131 条(3)項)	○	×
登記官吏への提出 (会社法 134 条(1)項から同条(3)項まで)	○	×

3. 取締役の権限

取締役は、会計帳簿及び計算書類を、取締役以外の株主による検査のために開示するか否か、開示するとしていかなる範囲・条件の下で開示するかを決定する。取締役以外の株主は、会社法の規定や取締役又は定時総会によって認められる場合を除き、会計帳簿及び計算書類を検査する権限を有しない (Table A 105 項)。

4. 親会社に対する規制

親会社 (holding company) (但し、「投資会社」 (investment company) を除く) は、原則として、その貸借対照表に、子会社の最新の監査済み貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を添付する必要がある (会社法 132A 条(1)項)。

第2節 計算書類等の監査・監督

第1 概要

会社法は、会社が提出する計算書類等に対する監査・監督機能として、①会社の機関である監査人による監査 (会社法 144 条、145 条)、②行政機関である登記官吏による調査 (会社法 137 条)、③株主等の申請等に基づき大統領が選任する検査役による検査 (会社法 138 条から 144 条まで) を規定している。

第2 監査人による監査

会社は、各定時株主総会において、貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならないが、これらは監査人による監査を受けなければならない (会社法 131 条 1 項、同条 2 項)。

また、会社の監査人は当該会社の全ての会計帳簿及び帳票を閲覧でき、役職員に対して、監査人としての義務を達成するために必要な情報提供及び説明を求めることができる (会社法 145 条(1)項)。

第3 登記官吏による調査

登記官吏は、会社から提出された諸書類を監視し、提出書類が不十分であると判断した場合には、指定した期間内に、追加書類を会社に提出するよう命ずる権限を付与されている（会社法 137 条(1)項）。また、登記官吏は、会社の業務において、詐欺的行為や財産隠匿の疑いがあると判断した場合、会社に対し情報提供や説明を求めることができる（会社法 137 条(6)項）。

上記命令は、当該会社の役員及び役員の地位にあった者に対して義務を課すものであり、これらの者が命令を拒否又は無視した場合、罰金を科せられる旨規定されている（会社法 137 条(2)項、同条(3)項）。

登記官吏が申立を行い、裁判所が相当と認めた場合、裁判所は会社に書類の提出を命ずることができ、登記官吏に検査を許可することもできる（会社法 137 条(3)項）。指定された期間内に、登記官吏の命令に基づく情報提供や説明が行われず、登記官吏が開示が十分ではないと判断した場合、登記官吏は大統領に報告しなければならない（会社法 137 条(5)項）。

なお、登記官吏による調査に関する規定は、清算人が提出する他の書類にも準用されている（会社法 137 条(7)項）。

第4 検査役による検査

1. 検査役の選任

大統領は、以下の者からの申請又は報告があった場合、1名以上の検査役 (inspector) を選任することができる³³（会社法 138 条）。

- ① 株式資本を有する銀行であり、発行済株式数の 5 分の 1 以上を保有する株主からの申請
- ② 株式資本を有する銀行以外の会社で発行済株式数の 10 分の 1 以上を保有する株主からの申請
- ③ 株主資本を有さない会社であり、登録済社員数の 5 分の 1 以上の社員からの申請
- ④ 会社法 137 条 5 項に基づく登記官吏からの報告

上記の申請には、申請者が調査を求める相当な理由があり、かつ、検査を要求することについて悪意がないことを示す証拠が必要である。また、大統領は、検査役を選任する前に、申請者に対し、検査費用の支払に関する担保の提供を求めること

³³ 検査役の選任については、国家計画経済開発省（the Ministry of National Planning and Economic Development）が主務官庁となっている。

ができる（会社法 139 条）。

上記以外の場合であっても、大統領は、公共の利害に合致する場合には、いつでも、国際取引を行う外国会社の諸事項を調査するために、1名以上の検査役を任命し、検査を命じることができる（会社法 138A 条）。

また、会社は株主総会の特別決議によって、会社の諸事項を調査する検査役を選任することが可能であり、その場合、当該検査役は総会に対して必要事項を報告する義務がある（会社法 142 条）。

2. 検査役の権限・義務

検査役は、会社の検査を行うために、役員又は役員であったものに会社の帳簿及び書類の提出を求め、また、これらの者に尋問を行うことができる（会社法 140 条(2) 項）。会社の役員又は役員であった者は、検査役の請求に応じ、自己が保有又は管理する会社の帳簿及び書類を提出しなければならない（会社法 140 条(1)項）。

上記の書類提出や尋問を拒否した場合には、罰金が科せられる（会社法 140 条(3) 項）。

また、検査役は、検査が終了後、その意見を大統領に報告書として提出する（会社法 141 条(1)項）³⁴。

3. 刑事訴追

大統領は、検査報告書により、その者が有罪であると認めるときは、当該事案を法務長官（Attorney General）又は検察官（Public Prosecutor）に移送する（会社法 141A 条(1)項）。この移送を受けた担当官が、刑事訴追が相当であると判断した場合、当該会社の過去及び現在の全ての役職員（会社の法務アドバイザー、監査人を含む。）は、捜査に協力しなければならない（会社法 141A 条(2)項、同条(3)項）。

刑事訴追の結果、有罪となった会社の役職員は、裁判所の許可なしに、5年間、いかなる会社の経営にも関与することはできない（会社法 141A 条(4)項）。

第3節 利益の配当

会社法上、利益の配当手続等に関する規定はおかれておらず、Table A にいくつかの規定がおかれているのみである。

会社は株主総会において、配当金を宣言することができるが、この配当金は取締役会で

³⁴ 検査役の報告書の写し（会社により認証を受けたもの）は、いかなる裁判においても証拠能力を有するものとされている（会社法 143 条）

定められた額を超えてはならない (Table A 95 項)。配当金は、当該年度の利益又は未配当利益 (ただし、これらの定義は会社法及び Table A 上は明らかにされておらず、会計慣行によって定まるものと思われる) 以外からは支払うことができない (Table A 97 項)。この Table A の両規定は、強制的に定款に定められているものとみなされる (会社法 17 条(2)項)。

取締役会は、会社の利益に照らして正当と判断される範囲で中間配当を行うことができる。

配当金は株主の払込金額に応じて支払われる (Table A 98 項)。

第6章 解散・清算

第1節 解散の種類

会社法における解散には以下の3つの種類がある (会社法 155 条)。

- ① 裁判所によるもの
- ② 任意のもの
- ③ 裁判所の監督によるもの

下記の第3節以降において、それぞれの手続を説明する。なお、ミャンマーには、会社法の他に会社の倒産に関する手続を定める法は存在していない。

第2節 解散における持分権者及び取締役の責任

会社法 156 条は会社の現在及び過去の持分権者の責任について規定しているが、例えば、株式会社の場合、払込未了の出資金の履行義務以外に、会社への追加出資義務を負うことはないことが明定されている (会社法 156 条(1)項(iv))。

取締役の責任については、取締役の責任が無限責任とされている場合は、無限責任社員と同様の追加出資義務を負う (会社法 157 条本文)。附属定款で取締役にこのような責任がないと定めたとしても、裁判所が取締役の責任負担を必要と認めた場合には、責任を負うこと (同条但書(iii)) には注意が必要である。

第3節 裁判所による解散

第1 裁判所による解散事由

裁判所による解散が行われる事由は、以下のとおりである (会社法 162 条)。

- ① 裁判所による解散を求める特別決議がされた場合

- ② 法定報告書 (statutory report) の届出又は定時株主総会 (statutory meeting) の開催を怠っている場合
- ③ 設立から1年以内に事業を開始しない場合又は1年間事業を行わなかった場合
- ④ 非公開会社の社員が2名を下回った場合又は公開会社の社員が7名を下回った場合
- ⑤ 負債を支払うことができない場合
- ⑥ ミャンマー連邦銀行法 (1952年) の55条によってライセンスが取り消された場合
- ⑦ 裁判所が適切かつ衡平と認める場合

なお、以下の場合には、⑥負債を支払うことができない場合に該当するものとみなされる (会社法 163条(1)項)。

- 法定金額以上の債権を有する債権者が登録郵便等の手段で支払を催告したものの会社が3週間にわたって支払等を行わない場合
- 裁判所の判決又は命令に従った支払が行われない場合
- 偶発・将来債務を勘案したうえで裁判所が支払不能と認める場合

第2 裁判所による解散の申立権者

裁判所による解散の申立権者は、会社、債権者、解散に当たって責任を負う社員 (Contributory) (但し、一定の限定が付されている) 及び登記官吏である (会社法 166条)。

第3 裁判所による解散命令

裁判所による解散は裁判所の命令によって行われる。裁判所の命令は、債権者及び解散に当たって責任を負う持分権者を平等に扱うものでなくてはならないと定められている (会社法 167条)。そして、解散は、解散命令の申立てがされた時点に遡って開始したものとみなされる (会社法 168条)。

裁判所が解散を命ずるに当たって裁判所に属する執行官 (official receiver) が裁判所から終了を命ぜられるまで清算人 (official liquidator) となる (会社法 171条)。もともと、裁判所は、執行官 (official receiver) 以外の者を清算人とすることもできる (会社法 175条(1)項)。清算人は、会社のために裁判上・裁判外の行為を (有益な解散を行うために必要な範囲で) 行う権限を有する (会社法 179条)。

解散手続の申立人及び会社は、解散命令後1か月以内に登記官吏に届出を行う義務があり、届出を受けた登記官吏は、官報に掲載を行う (会社法 172条(1)項、同条(2)項)。

解散命令は、事業が継続していない限り、会社の従業員に対する解雇通知とみなさ

れる（同条(3)項）。

第4 清算人による清算手続

会社の取締役及び秘書役は、裁判所が解散を命じ又は清算人を仮に選任してから原則 21 日以内に会社の財産状態等を記載した報告書を作成し、清算人に対して提出しなければならない（会社法 177A 条）。

清算人は、一定の期間内に財産状態や解散に至った理由等について裁判所に報告書を提出する（会社法 177B 条）。

清算人は、解散命令から 1 か月以内に債権者集会を開催して検査委員会を設置するか否か及びその委員を決めなければならない（会社法 178A 条(1)項）。また、清算人は、債権者集会から 1 か月以内に解散に当たって責任を負う持分権者の集会を開き債権者の決議内容を検討し、そのまま又は修正のうえ受諾するかどうかを決定させなければならない（同条(2)項）。上記がそのまま受諾されない場合は、清算人は裁判所に対して指示を申し立てる義務を負い、持分権者は、検査委員会の要否のみならず必要な場合の委員会の構成・委員の指名についても裁判所の指示に従わなければならない（同条(3)項）。

裁判所は、債権者に対して債権の存在の届出期限を決めることができ（会社法 191 条）、また、解散に当たって責任を負う持分権者のリストを作り、その責任の履行を求めることができる（会社法 184 条）。

裁判所は、解散に当たって責任を負う持分権者の利害を適切に調整した上で、債権者への弁済が行われて、余剰があれば、残余財産の分配を受ける権利を有する者への分配を行う（会社法 192 条）。

清算手続が完了したのち裁判所がその命令日より解散した旨を命令する（会社法 194 条）。その後 15 日以内に清算人は登記官吏にその旨を届け出る（同条）。

また、裁判所は、財産の取戻権、関係者に対する尋問権、国外逃亡しようとする解散に当たって責任を負う持分権者の逮捕権などの特別な権限を有する（会社法 195 条から 197 条まで）。

第4節 任意の解散

上記第1節「解散の種類」で記載した3種類の解散方法のうち、2種類目の解散が、任意の解散（voluntary winding up）である。

第1 任意の解散事由

任意の解散が行われる事由は、以下のとおりである（会社法 203 条）。

- ① 定款所定の存続期間が経過又は解散事由が発生し、株主総会で任意解散が決議された場合
- ② 株主総会特別決議（Special Resolution）で任意解散が決議された場合
- ③ 株主総会特殊決議（Extraordinary Resolution）で債務のために事業継続ができないという理由で解散が決議された場合

上記の各株主総会の決議が行われた時点で、任意の解散手続が開始したとみなされ（会社法 204 条）、その時点で、（解散に資するものを除き）事業活動も停止するが、解散手続が完了するまでの間は、会社の権利義務は当該会社に残存する（会社法 205 条）。

任意の解散には、以下のとおり、株主による任意解散と債権者による任意解散の 2 種類が存在する。

第2 株主による任意解散

取締役会において、全ての債務を 3 年を超えない期間内において返済できる旨の宣言を行った上で清算を行うことは株主による任意解散（members' voluntary winding up）と呼ばれ、かかる宣言を行わないで実施する任意解散は、債権者による任意解散（creditors' voluntary winding up）と呼ばれる（会社法 207 条）。

株主による任意解散の場合、株主総会によって清算人が選任され（会社法 208A 条）、清算人が会社財産の処分等を進める。清算手続が 1 年を超える場合には、1 年ごとに株主総会において報告する必要がある（会社法 208D 条）、必要な財産の処分等が全て完了した後において、清算人は株主総会を開催し、当該株主総会后 1 週間以内に登記官吏に財務諸表を提出し、原則として当該提出した時点から 3 か月が経過した時点で清算が完了したものとみなされる（会社法 208E 条）。

第3 債権者による任意解散

債権者による任意解散の場合、債権者集会が開催されることになり（会社法 209A 条）、清算人は債権者集会又は株主総会のいずれでも選任されることができ、債権者集会と株主総会で選任された候補者が異なる場合には、債権者集会で選任された清算人が優先される（会社法 209B 条）。清算手続が 1 年を超える場合に 1 年ごとに報告する義務があるのは上記の株主による任意清算同様である。必要な財産の処分等が全て完了した後は、株主総会に加え、債権者集会を開催する。開催終了後の手続は、原則として上記の株主による任意解散の手続と同様である（会社法 209H 条）。

第5節 裁判所の監督に基づく任意解散

上記第1節「解散の種類」で記載した3種類の解散方法のうち、3種類目の解散が、裁判所の監督に基づく解散（winding up subject to supervision of courts）である。

裁判所の監督に基づく任意解散は、会社において株主総会の特別決議又は特殊決議により（上記第4節で検討した）任意の解散が決議された場合で、債権者等から申立てがある場合に、裁判所が裁判所の監督に基づく任意解散を行うことを決定した場合に行われる方法である（会社法221条）。裁判所の監督に基づく任意解散においては、裁判所が独自の清算人を選任することができ、かかる清算人は会社によって選任された清算人と同様の立場とされ（会社法224条）、（上記第4節で検討した）任意の解散の場合における清算人と同様の権利義務を有することとなる。但し、裁判所により制約が課される場合にはそれに従う必要がある（会社法225条）。

第7章 雑則

第1節 組織変更等

第1 概要

会社法には、合併その他の組織再編に関する条項は存在しないが、以下のとおり、会社の社員の責任形態についての組織変更を行うための条項は存在する。

第2 組織変更

1. 無限責任会社と有限責任会社間の組織変更

(1) 無限責任会社から有限責任会社への変更

無限責任会社は、登録により有限責任会社に変更することができるが、当該登録は変更前に生じた債務、責任、義務及び契約を変更しない（会社法67条1項）。

株式資本が存在する無限責任会社（unlimited company having a share capital）が有限責任会社に変更する場合は、①会社が清算する場合にのみ出資要求（call up）可能な額面の増加、又は、②未だ出資要求されていない株式資本の部分について、会社が清算する場合にのみ出資要求可能とすることの、いずれか又は両方をする

ことができる（会社法 68 条）。

(2) 有限責任会社から無限責任会社への変更

有限責任会社の取締役の責任は、基本定款でその旨を定めることにより、無限責任とすることができる（会社法 70 条(1)項）。但し、このような基本定款の条項が設けられることは、当然ながら、実務上、稀である。

また、有限責任会社は、未だ払込みされていない株式資本の一部分について、会社が清算する場合を除いて、その出資要求（call up）されることはないとすることができる（会社法 69 条）。

2. 非公開会社と公開会社との間の変更

(1) 非公開会社から公開会社への変更

非公開会社が株式の譲渡制限等の定款の規定（会社法 2 条(1)項、同条(13)項）を変更した場合、その変更の日から非公開会社ではなくなり、公開会社となる。そして、14 日以内に目論見書又は **The Second Schedule** の様式に従った書類を登記官吏に届け出なければならない（会社法 154 条(1)項）。上記の手續に違反した場合、故意の役員は罰金を科される（同条(2)項）。

上記の定款の規定が変更されていないとしても、会社法における非公開会社に関する規定に違反した場合は、非公開会社の資格を失う。但し、裁判所がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない（同条(3)項）。

(2) 公開会社から非公開会社への変更

公開会社から非公開会社への組織変更に関する規定は存在しない。

3. 内資会社と外国会社との間の変更

(1) 内資会社の株式の外国人への譲渡

内資会社の株式が外国人に譲渡された場合、会社は、21 日以内に譲受人の国籍を記して登録事務所に通知する必要がある（会社法 34A 条(1)項）が、このような場面が生じるのは、MIC 許可を得た会社においてのみである。

(2) 外国会社から内資会社への変更

外国会社の全ての株式資本がミャンマー市民により所有又は支配された場合、会社は、21日以内に登録事務所に通知する必要がある（同条(2)項）。

(3) 罰則

上記(1)及び(2)の定めに違反した会社及び違反につき悪意の役員又は代理人には罰金が科される（同条(3)項）。

第3 反対株主のスクイーズアウト（株式売渡請求権）

ある対象会社の株式又は種類株式について、その株式を保有する会社（以下「譲渡会社」という。）から他の会社（以下「譲受会社」という。）への株式譲渡に係る契約（contract）又はスキーム（scheme）（以下「買収スキーム」という。）について、譲受会社からの譲受の申し込みから4か月以内に、譲渡対象である対象会社株式の4分の3以上の株主（three-fourths in value of the shares affected）による同意を取得した場合には、譲受会社は、4か月の申込期間経過後2か月以内に株式譲渡に反対する株主（以下「反対株主」という。）に対する通知によって反対株主の株式の取得を申し出ることができ、当該通知から1か月以内に反対株主が異議を述べた場合を除き、買収スキームと同じ条件で反対株主の株式を取得しなければならない（会社法153B条(1)項）。

(i)譲受会社による通知から1か月以内に反対株主から異議が述べられた場合で、かつ裁判所が異議を却下した場合、(ii)譲受会社による通知後1か月が経過した場合、又は(iii)反対株主による異議の申立てが取り下げられた場合には、譲受会社は、譲渡会社に対して通知の写しを送付し、かつ、代金（又は対価相当）を譲渡会社に支払わなければならない。この場合、譲渡会社は譲受会社を株式保有者として登記申請しなければならない（会社法153B条(2)項）

ここでいう反対株主とは、買収スキームに同意しなかった株主及び買収スキームに従った譲渡を行うことができなかつたか、又は、譲渡を拒否した株主であるとされている（会社法153B条(4)項）。

第2節 書類及び書式

第1 書類の送達及び認証

会社に対する書類は、会社の登記簿上の事務所に留置又は郵送することにより送達

されるものとする（会社法 148 条）。登記官吏に対する書類は、郵送、手渡し又はその事務所に差置ることにより送達されるものとする（会社法 149 条）。会社による認証を必要とする書類又は手続においては、当該会社の取締役、秘書役又はその他の授権を受けた職員による署名によるものとし、会社印による必要はない（会社法 150 条）。

第2 各種規定事項に係る書式及び規則

会社法で規定されている各書面は、**The Third Schedule** において様式が定められている場合はこれを使用しなければならない（会社法 151 条(1)項）。大統領は、この様式の変更権限を有する（会社法 151 条(2)項）。様式が変更された場合、官報（*Gazette*）に掲載される（会社法 151 条(3)項）。

第3節 登記事務所及び登記料金

第1 登記事務所

会社法に基づく登記のために、大統領が適当と認める場所において事務所が設置されるものとされている。この事務所はミャンマー国内にないなければならない（会社法 248 条(1)項）。

大統領は、登記官吏を指名し、本法に基づく登記のために必要な援助をし、規則を制定する（同条(2)項）。当該指名された者の給料は、大統領が定める一律の額による（同条(3)項）。

大統領が定める料金により、何人も登記官吏の保持する文書を閲覧することができる（同条(5)項）。

第2 登記料金

The First Schedule の **Table B** 記載の手数料を登記官吏に対して支払う（会社法 249 条(1)項）。本法に基づいて登記官吏に支払われる料金は、政府に対する支払いとして扱われる（同条(2)項）。

第3 登記官吏に対する報告書及び文書の提出

登記官吏に対する届出等又は是正通知から 14 日以内に当該届出等又は是正通知の対象となった違反行為が是正されなかった場合等、会社が本法に違反した場合には、裁判所は、当該会社の債権者又は登記官吏の申出により、当該違反状態を是正するよ

う命令することができる（会社法 249A 条(1)項）。

上記命令に要する費用は、会社及び有責の役員により負担する（同条(2)項）。

第4節 訴訟

第1 裁判所

第1級の司法裁判所（Magistrate of the First Class）より下級の裁判所は、会社法を審理する権限はない（会社法 278 条(1)項）。したがって、会社法違反を主張して訴えを提起する場合には、第1級の司法裁判所以上の裁判所に対して訴訟提起する必要がある。

第2 罰金刑

裁判所は、会社法に基づいて罰金刑を科す場合、科される罰金の全部又は一部を刑事手続に要した費用又は告発者（person on whose information the fine is recovered）に対する報償金（rewarding）に充当する旨命令することができる（会社法 279 条）。

第3 仲裁

会社は、書面による合意に従い、当該会社内部又は他の会社間の現在又は将来の見解の相違に関し仲裁法に規定する仲裁に付すことができる（会社法 152 条）。

第4 和解

債権額の価値で4分の3を代表する債権者の過半数が、裁判所が認可する和解案や債権更生案に同意した場合には、当該同意は同種の債権者全員及び会社に対して拘束力を有する。但し、決定の写しを登記官吏に提出することを要する（会社法 153 条(2)項）。

第8章 罰則

ミャンマー会社法では、取締役等の義務について定める規定のうち、多くは義務違反があった場合の罰則も同じ条文において定めており、手続違反を含むほとんどの義務違反のケースにおいて、取締役等の個人に対しても刑事罰を科すこととしている。

以上